

平成30年度第6回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第4号）

平成30年9月20日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 認定第 1 号 平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算について
- 第 2 認定第 2 号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 3 認定第 3 号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 4 認定第 4 号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 5 認定第 5 号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 6 認定第 6 号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 認定第 7 号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 認定第 8 号 平成29年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について
- 第 9 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第48号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第49号 財産の取得について
- 第12 議案第50号 町長の専決事項の指定について
- 第13 議案第51号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第52号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 番 清水 聖 君 | 2 番 森田 優二 君 |
| 3 番 岩永 宏介 君 | 4 番 中城 峯雄 君 |
| 5 番 福永 啓 君 | 6 番 田上 忍 君 |
| 7 番 藤川 博和 君 | 8 番 池田 浩二 君 |
| 9 番 塚本 勝紀 君 | 10 番 田中 隆敏 君 |

1 1 番 沖 徹信 君 1 2 番 井本 昭光 君

1 3 番 岩田 重成 君 1 4 番 田端 幸治 君

3 欠席議員

な し

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こども未来課長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健康づくり支援課長	本 田 太 志 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） 本日の会議を開きます。

昨日の田上議員の質疑に対しまして、野口建設課長より答弁の申し出があっておりますので、許します。

○建設課長（野口壮一君） 昨日の田上議員の、中原団地の不法投棄の処分委託料に関することです。昨日の議会終了後、もう一度携った職員等を集めて、中身の精査をいたしました。9月26日に中原団地の住民説明会を開催し、10月10日から10月25日までに、部屋の中にあるごみを出してくださいというお願いをしてあります。この集められたごみを、被災ごみ

の収集場に、収集場までに運搬を、これは災害復旧費の中で予算を見てありますが、そちらで運搬を、被災ごみ収集場所までに運搬をされております。その中で、どうしても被災ごみの収集場で受け入れができない品目、昨日言いましたテレビ、タイヤ、廃プラスチック、パソコンのモニター等、これは被災ごみの収集場では受け入れができないということで、この部分を昨日、中原団地の不法投棄分の処分委託料ということになっております。

申し訳ございませんが、この決算書の備考欄の不法投棄という書き文が、そういうことではないということで、本来なら被災ごみの処理、こんな書いている処分委託料あたりの明記すべきところだったということで、携った職員と、協議をした結果であります。

それからもう1つ、テレビはすべてブラウン管テレビで、被災ごみでは液晶テレビのみの受け入れをされていたということで、すべてブラウン管テレビが49台分あったということになります。

○6番（田上 忍君） そうしますと、この記載が誤りというか、ではなかったということですね。ではもう1つ確認しますが、ここの不法投棄料で55万円ぐらいあって、この下の予備費からの充用というのは、これは何のためですか。

○建設課長（野口壮一君） この分の予備費が、この委託料で不足する分を予備費から処分委託料に充用をしていくということになります。

○6番（田上 忍君） ということは、ここの、今言いますとおり記載されている不法投棄料というのは、合わせて約100万円ぐらいあったということで見えていいんですか。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも予備費から充用している分は44万5,000円になります。かかった経費も、ここの委託料の分になります。

○6番（田上 忍君） それと、ここの委託料の全体にこれは入るんですか。要はこれは3つ書いてありますけれど。

○建設課長（野口壮一君） 今議員が言われたように、委託費の中の全部に共通するものになります。11月24日にこの充用手続きをしております。理由としては、中原団地の廃棄物の処分委託料が不足するから、予備費からの充用をかけているということになります。

○6番（田上 忍君） よくわかりました。ということは不法投棄、中原団地の不法投棄はなかったと見ていいんですか。

○建設課長（野口壮一君） 9月26日に住民説明会をするときに、前までに、4月24日に長期避難指示を発令していたわけなんですけど、その間にも封鎖はしてたんですけど、中には入

られて、まだ必要なものを取りに来られた方も多々あったというのは聞いております。そういうときに一緒に出されたごみあたりにも含まれた処分になっているというものでした。

○6番（田上 忍君） いや、そうではなくて、もともと不法投棄というものの自体は、なかったんですか。

○建設課長（野口壮一君） 昨日確認した上では、一概に不法投棄等は断定できないとして、被災ごみが主だったということを聞いております。

○6番（田上 忍君） 聞いているのは、ここに載っている金額分、この処分については不法投棄ではないよということで、それは認識しました。だから、これ以外に不法投棄というものはなかったのかということについてなんです。

○建設課長（野口壮一君） 重複しますが、あくまでも被災ごみとしてとらえたところで、処分を行ったということで、不法投棄が、どれが不法投棄分かというのがあっているのかというのもわからないし、どの分が不法投棄のごみかというのも確認はできてないという状態であります。

○6番（田上 忍君） はっきり言いますと、今回廃棄されていたテレビやタイヤ、廃プラ以外に、壁材とかボードとか、そういうのもなかったんですか。業者に確認されているんでしょう。

○建設課長（野口壮一君） そのボードあたりも、あったかというのは確認はしていませんけど、被災ごみの受け入れの収集場で受け入れができたものは受け入れておりますので、今回も議員からの御指摘の分は、被災ごみの収集場で受け入れができなかったものを支払いということになります。

○6番（田上 忍君） ではこれについて、結論というか、言いますと、確かに3カ所ぐらい、そういうボードとか壁材ですか、そういうのが、多分誰が捨てたかそれはわかりませんが、3カ所ぐらい捨ててあったんですよ。多分、2トントラックで運んだら5～6回分ぐらいあったんじゃないかと。私ははっきりわからないんですけど、そう思うんです。だから、仮置場に捨てていったのかもしれないけど、中原団地からそこまで運ぶ運搬費だとか、そういうのはこの事業としてこの決算書に上がっているのかなと思ったんですよ。それは上がってないんですよ。どこへ計上されたんですか。

○建設課長（野口壮一君） 決算書の295ページの災害復旧費の中に、委託料、町営住宅中原団地のごみ分別4班委託費ということで、ここで中原団地から被災ごみの収集場所までの

運搬と、それから、この分別に係る費用まで含めたところで、こちらでお支払いをしています。

○6番（田上 忍君） その分は、私は最初にここの不法投棄で聞いたかったのは、恐らくそのテレビとか廃プラとか、こういうのではなくて、そこに約3カ所に捨てられていた壁材とかボードとか、そういうものを運んだ金額がえらい大きいなと思って、その分の処分とかを聞いたんですよ。そしたら全然中身はそこを聞いたから、金額は例えばいろいろ不明と言っているんですけどね。

ということは、不法投棄という意味合いで、この約3カ所に捨てられたものはこの中には計上されてないということになるのですね。たしか昨日、業者に確認されたんでしょう、電話で。違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 確認ではなく、不法投棄の、その確認というのだったというところまでは、どうだったのかというところまでは、確認はとれていません。

○6番（田上 忍君） それはいいです。

それと、昨日不法投棄については警察に連絡するなり保健所に連絡するということがありました。だから、ボードを3カ所に置いてあったのは、業者の方も不法投棄だったと、不法投棄と認められたと思います。だから、本来は警察に連絡するなり、そういう手順を踏まなければいけなかったんじゃないかなと思います。

それと、続けて、ここに掲載されているのは不法投棄ではないということで、ついては被災ごみという扱いになるかと思いますが。これについては、前にも言いましたが、どうして中原団地だけ特別扱いするのか。住民に対して、行政はいつも言いますよね、平等にやらなければいけない、公平でなければいけないと。そういうふうにならずにずっと言いながら、中原団地のところだけはこうやって、今度はブラウン管であったり、本来は持ち主本人が1個1個金を払って処分せにゃいかん。そういうものを中原団地だけどうして町の予算から出しているのか。その辺について、課長に聞いてもしょうがないので、町長に、お願いします。

○町長（藤木正幸君） 皆様御存じのとおり、議員も御存じのとおり、中原団地は長期避難世帯ということで、私が指示をして、あそこから住民の方々急きょ出ていただいたという経緯がございます。町の責任において、長期避難世帯の中において、ごみ関係もやはり出てきたと思います。

不法投棄の問題も出てきましたけれども、あそこを封鎖していたときに、やはり入って片付けられた方々もいると聞いております。その中において、どの部分が不法投棄で、どの部分が災害ごみだったかということを含めまして、町の責任において、あのとき全部を長期避難世帯進入禁止としたのは私でありますので、私の責任によって今回させていただきました。

○6番（田上 忍君） わかりました。町長の責任でそこに至ったということですね。

そして、今回中原団地からそうやって被災ごみとしてテレビとかタイヤとか出てきたわけですが、今度また中原団地に住民が戻ってこられます。そして今後も、それから先もこういうことがどんどんたまっていつて埋まってくるかもしれません。今後の対策としては何か考えられていますか。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地も帰還される世帯が、45世帯ほど帰ってこられます。その中でやはり今まで築いていただいたコミュニティといいますか、その辺を重視して、行政だけでは限りがありますので、そういう住民の皆さんの御協力もいただきながら、そういう対策をとっていきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） 9款、教育費について説明を求めます。

○学校教育課長（坂本朋子君） 9款、教育費について説明をさせていただきます。210ページをお開きください。9款、教育費。1項、教育総務費。1目、教育委員会費です。支出済額112万5,461円です。213ページをお開きください。主なものとして、1節、報酬、教育委員報酬41万2,000円、19節、負担金補助及び交付金66万5,000円、これは上益城郡教育委員会連絡協議会負担金です。

2目、事務局費。支出済額5,312万5,320円です。主なものとしては、職員人件費のほか、1節、報酬のうち、スポーツ環境整備（教育）委員報酬11万円、215ページをお開きください。8節、報償費、スポーツ環境整備コーディネーター謝金14万6,520円、これは小学校運動部活動の社会体育移行に伴う事業となります。18節、備品購入費、滝尾小学校支援学級運営に向けて購入した電子黒板等100万7,100円、デジタル教科書7万7,760円となります。217ページをお開きください。22節、補償補填及び賠償金6万4,000円。こちらは御船小学校運動会において、自動運転車に、一輪車が自動車に接触したことによる事故の賠償金です。

続きまして、3目、教育振興費。支出済額466万5,600円です。中学校を中心に各校に

派遣している外国語指導助手に係る委託料となります。

続きまして、２項、小学校費。１目、学校管理費。支出済額１億５,６８８万４,５９６円です。主に、各小学校に配置している職員人件費と各小学校の運営費です。そのほか、１節、学校費等報酬４７３万４,０００円、特別支援教育支援員報酬１,０３５万１,０００円。２２５ページをお開きください。１５節、工事請負費の２件、滝尾小、木倉小、高木小の給食施設受け入れ施設に係る工事請負費３,４９２万７,２００円となります。

２２８、２２９ページをお願いします。同じく、１目、学校管理費繰越明許です。支出済額２,９４２万３,２８０円です。主なものは、１５節、工事請負費２,５３２万６,０００円。高木小学校屋外便所改築工事等になります。

続きまして、２目、教育振興費。支出済額３,２４４万５,００５円です。主なものは、１３節、委託料１,７０５万３,８２３円、スクールバス委託料となります。七滝中央小学校と滝尾小学校１人分となります。

２３３ページをお開きください。２０節、扶助費１,１２６万６,５３３円です。要保護・準要保護就学支援費３４５万６,５４４円、特別支援教育就学奨励費７５万２,４１９円、熊本地震災害に係る就学援助費７０５万７,５８０円としました。

続きまして、３項、中学校費。１目、学校管理費。支出済額７,１７４万６,５１９円です。主なものは、職員人件費のほか、１節、報酬のうち、学校長の報酬１０６万６,５００円、特別支援教室支援員報酬６名分で６７７万７,０００円。心の相談員報酬１０４万５,０００円です。２３５ページをお開きください。１５節、工事請負費１,２７０万８００円です。旧給食室の解体及び跡地の駐車場整備及び周辺の段差解消工事費となります。

続きまして、２目、教育振興費。支出済額２,２２９万５,６４４円です。２３７ページをお開きください。主なものとして、１３節、委託料８６１万円です。スクールバス運行委託料、水越線及び田代線の２ルート分です。平成２９年度につきましては、旧袴野小中学校区の子どもの入学に伴い、コースが１つ増便となりました。１９節、負担金補助及び交付金のうち、コミュニティバス利用に係る中学校・小学生の定期券購入負担金２２４万１,０００円です。２０節、扶助費。支出済額９４９万６,６９５円。要保護・準要保護就学援助費３９５万１,６１５円。特別支援教育就学奨励費２７万４,９２０円、熊本地震災害に係る就学援助費５２６万５,１６０円です。

３項、中学校費は以上です。

○社会教育課長（宮川一幸君） それでは、社会教育課の説明をいたします。今の続きになり

ます。236ページです。5項、社会教育費。1目、社会教育総務費です。支出済額は4,636万9,776円です。主なものは、239ページをお願いします。8節から9、11、12節のところに括弧書きの（地域未来塾）がありますが、これらの経費を合わせまして175万2,211円です。次に、241ページをお願いします。負担金補助及び交付金で、町青少年健全育成町民会議負担金112万円と、町婦人会助成金87万9,000円が主なものとなっております。

次に、2目、公民館費です。支出済額2,837万4,368円です。主なものは、11節、3分館の上下水道電気料で水道料と電気料を合わせまして123万6,611円です。あと、運搬修繕料も合わせまして82万7,181円です。次に243ページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金の自治公民館財政支援事業交付金復興基金2,175万7,000円が主なものです。

次に、2目、公民館費繰越明許です。支出済額273万5,760円です。主なものは、19節、負担金補助及び交付金で、地区集会場施設補助金211万8,000円です。

続きまして、3目、カルチャーセンター運営費です。支出済額は2,640万265円です。次に245ページです。主なものは、11節、需用費の光熱水費786万4,119円と、ホール機器等修繕費158万2,487円です。あと、13節、委託料で清掃管理委託料425万880円と、舞台技術業務委託料267万5,447円、空調機・昇降機・建築物定期点検委託料184万6,800円が主なものです。

続きまして246ページ、4目、図書館費。支出済額は320万7,074円です。主なものは、7節、賃金で、臨時職員賃金45万8,250円と、18節の備品購入費75万9,594円の図書購入費用です。

続きまして、6項、保健体育費。1目、保健体育総務費です。支出済額は2,127万1,634円です。主なものは、249ページをお願いします。11節、需用費の町民スポーツ大会諸費32万1,834円と、郡民体育祭諸費42万4,656円、19節の負担金補助及び交付金の郡体育協会負担金64万円、251ページをお願いします。御船町体育協会補助金157万2,000円、県郡民体育祭出場助成金118万1,000円が主なものとなっております。

続きまして、スポーツセンター運営費です。支出済額は3,392万3,380円です。主なものは、13節、委託料で3,175万円です。スポーツセンターの指定管理委託料です。

続きまして、3目、体育施設費です。支出済額1,144万35円です。主なものは、253ページをお願いします。15節、工事請負費の904万3,586円で、熊本地震災害に係る旧滝水中学校体育館の解体工事代です。

○学校教育課長（坂本朋子君）　続きまして、5目、学校給食費です。支出済額8,352万5,913円です。職員人件費のほか、主なものは施設の維持管理費となります。1節、報酬、8名分の非常勤職員報酬が988万7,220円、11節、需用費のうち、電気料484万3,933円、水道費237万574円、ガス代360万2,918円です。13節、委託料のうち、シルバー人材センターへの配送車運転委託料312万1,300円となっております。

6項につきましては、以上です。

○社会教育課長（宮川一幸君）　今の続きになります。254ページです。7項、文化財費。1目、文化財総務費です。支出済額は2,840万4,599円です。主なものは、7節から8、9、11、12、13、14節の小坂大塚古墳群の文化財保存調査を合わせまして、819万9,106円です。254ページをお願いします。13節、委託料で、町内発掘調査等測量業務委託は208万8,000円です。すみません、257ページの13節、委託料です。町内の遺跡発掘調査等測量業務委託費の208万8,000円となっています。次に、19節の負担金補助及び交付金、259ページの地域コミュニティ等施設再建支援事業交付金999万6,000円は、総務課にて支出をしております。

続きまして、1目、文化財総務費明許繰越です。支出済額は9,905万7,600円です。八勢目鑑橋災害復旧工事の施工管理委託業務498万9,600円と、八勢目鑑橋災害復旧工事9,406万8,000円です。

続きまして、2目、恐竜化石調査費です。支出済額は783万7,749円です。主なものは、7節、賃金で、臨時職員賃金92万4,800円と作業員賃金112万2,000円です。あと、14節、使用料及び賃借料で、機材リース料が96万5,952円です。

次に260ページです。3目、恐竜博物館運営費です。支出済額は8,070万2,424円です。主なものは、11節、需用費で、消耗品費264万2,797円と、光熱水費543万8,340円です。次に、13節、委託料で、昇降機保守点検委託料115万2,360円と清掃委託料383万6,160円です。次に263ページ、16節、原材料費、ミュージアムショップ用が1,082万6,783円と、19節、負担金補助及び交付金で、特別展講演会負担金が1,500万円です。

続きまして、4目、自然史教育事業費です。支出済額は297万9,203円です。主なものは、265ページの11節、需用費で消耗品費76万2,801円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（田端幸治君）　質疑を行います。9款、教育費について、質疑はありませんか。

○1番（清水 聖君） 社会教育費のところですよ。清掃委託料があります。261ページ、これは庁舎の清掃委託もそうなんですけれども、昨年度に比べまして大幅に増えているんです。庁舎だと234万円超えています。それから恐竜博物館も124万円を超えています。この訳をお願いします。

○社会教育課長（宮川一幸君） 清掃管理委託料の今年増えている分につきましては、昨年度は、まずカルチャーセンターにつきましては、ホールとかそういったものを清掃管理費から外しておりました、営業しておりませんでしたので。そういった形で、平成28年度につきましては259万4,138円で、29年度が380万円ぐらいになっております。それにつきましては、平成28年度は災害がありましたので、博物館が休館しておった時期があったので、こういった金額が増になっているという形になっています。

○5番（福永 啓君） 何点かお聞きいたします。

まず、216ページ、小学校費の不用額なんですけど、これは、執行率は高いんです。94～95%だからこういうふうになっている。ただ、1枚あたりにしますと20万円程度の不用額となりますね、220万円です。それで、そこまでそういう財政状況ではないののではないかと、この現場は、そういうふうに見えるんです。何で、このような不用額が出るのでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

不用額というのは、通り算すれば20万円になりますけれども、各校にかなりばらつきがあります。主な理由としては、光熱水費の残ということになります。平成29年度は給食センターの供用開始に伴いまして、各校の給食室の光熱水費については、給食センターに振り替えてある経緯がありますが、メーターが一緒でしたので、細かい分析ができずに、それぞれの目安で差し引いて給食センターに振り替えたことになるんですが、その結果、少し余りがそれぞれ出てくるところがあったということです。よろしいでしょうか。

○5番（福永 啓君） では、学校の現場においては、そういう俗に言う消耗品ですね、先生たちが使われる紙類ですとか印刷、その他については、ほぼ不用額が出ていないということだと思います。

次220ページから221ページ、役務費なんですけど、額自体にここ数年を見て低額なんです。13.4と不用額も、そして不用額の料ですが、全体として13.4と、3%、4%と。不用額の割合が非常に高いです。この理由は何でしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 大体多分2点あると思います。1点目が、電話料が、今度は少し残が残っているということです。原因はちょっとはつきりはつかめませんが、平成28年度の途中からNTTからソフトバンクに回線を切り替えた経緯がありまして、それ以降学校のポータルは少し下がりましたという報告は受けております。

もう1点は、手数料なんですけれども、小坂小学校が仮設校舎の関係で、教室の床のワックスがけとか、トイレですとか、そうやってやっていただいたことを見送っているという経緯がございます。その具合かなと思っております。

○5番（福永 啓君） 学校の電話の切り替えですね。それは全く学校の業務に影響は及ばないんですか。ただ、業者を切り替えただけである程度の残が出てくると。非常に有効な、それは節約の方法ではないかなと思うんですが、また、222ページから223ページ、委託料なんです、平成29年度は28年度に比べ半額以下となっています。主なものは震災対応分でしょう。そう思います。しかし、震災以前、平成27年度、26年度、25年度を見ても、やはり減っているし、不用額も多いんですよ。この理由は何かわかりますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

平成28年度については、震災関係が2,000万円程度ありましたので、比較対象にはならないのかなと思います。

それと、平成27年度につきましては、体育館等の耐震改修を行っております。26年度は小坂小学校の増築工事とか、25年については、大規模改修工事の施工管理など、それぞれ臨時的な経費がこれに含まれております。その関係で、毎年増減はありますけれども、臨時的な経費で増減をしていくものと思っております。

○5番（福永 啓君） 一つ一つしていくと、中学校費も若干それと同じような傾向が実はあるんです。やはり長い目で見ていくなら、今回の決算。例えば、私は平成15年から見てみたんですよ、今回のをです。そうしますと、やはり総額、例えば需用費のうちの消防費ですとか、原材料費ですとか、備品購入費ですとか、学校の教育の指針に直接かかわってくるようなところ、それがずっと右肩下がりが続いてきているんです、実態ならですね。これは、一方は現在電算費みたいに、ずっと右肩上がりになっていて、ここは右肩下がりになっている。これが大変気になるところで、復旧・復興を目指す上で、やはり復興は教育が、私は一丁目一番地だと思います。復旧はこちらです。復興はこちらだと思います。ですので、これについて、このずっと右肩下がりになっている現状、これについてはどう思

われますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。私たちも、大変心を痛めてはいるんですが、皆さんのどうしてもシーリングですとか、全体的に経常経費が削られている傾向はありますので、学校現場に大変厳しい運営をお願いしているところではあります。ただし、必要な部分につきましては、この補正予算ですとか充用ですとか理由によって、適切に対応しているところではございます。町の財政が好転するというのは急激にはないと思いますので、もうしばらくは御辛抱いただかなければいけないのかなと思っています。

○5番（福永 啓君） これから復興です。そのためには、ここに財源をつぎ込んでいかないと、私は復興の一番の質は果たしていかないんじゃないかなと。教育費です。これについては、皆さんがそのように思っていられっしゃる方も多いと思っておりますが、こっちについては、また一般質問等で質問いたします。

学校の経費です。こういうふうには、ここは款・項・目・節とありますが、そして細節、再々節と最終的に出てくるんですが、節内流用、節対節内流用と、これはどのような仕組みでやっつけられっしゃいますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

学校に限らず、節内とか、細節内とかの流用というのは、ある程度自由にさせていただいておりますけれども、ただ、何でもかんでもいいということではありませんので、それぞれ学校から御相談があったときには対応いたしております。その適切な理由であったときには、節内の流用とか細節内の流用というのは私の判断でいたしております。

○5番（福永 啓君） それはもう、現場の判断で節内流用まではです。では目内流用とかになりますと、どこから決裁が要って、どこからがとか、そういうのはあるのですか。どこから決裁が要って、どこからがその担当者の判断によってとか、そういうのは1つの目安はございますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町には御船町役場事務の専決及び代決に関する規則というのがあります。その第4条に、副町長決裁事項についてということで、5万円未満の予算の理由に関しましては、副町長の決裁を必要とすることとなっております。それ以上については町長決裁ということになります。5万円未満は副町長職決裁、5万円以上は町長決裁ということになってい

ます。節内流用につきましては、さっき学校教育課長が言われましたように、各課の課長に委ねております。

もう1つの目内流用、この件はさっき言いました金額に応じて町長・副町長の決裁を経るということになっています。ただ、学校教育課長が言われましたように、予算内流用、これはみだりに流用を行うことは適切ではないと判断しておりますので、目的別に計上された費目も、予定では計上して使用する関係上、特別な事情がある場合に必要最小限にとどめるべきだと考えております。

○5番（福永 啓君） ちょっとよくわからなくなってきましたんですが。副町長は、5万円まで副町長決裁とか、以上は町長決裁と、よく決ですね。例えば決とか採決というのは、工事的な費用なんですよ、言ってしまうと。そうしますと、そこらあたりは、目的の違った、例えば目とか項だったら全然目的が違いますよね。特に節及び細節というのは、同じ分節です。だからある程度、私はもう、その節内及び細節内であれば、その担当部です。係等ぐらいの判断でやっているのかなと思ったんですが、実はやれているとおっしゃった。

でも今、5万円以下はおっしゃったんですが、どうなっているんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町の専決及び代決に関する規則あたりはこううたっておりますけれど、町としては、節内、節以下細節、それは担当課で任せて、その中で目的、その目的に使うのは流用可能ということで、判断を任せております。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

次252ページ、253ページ、学校給食費というのがございます。これは学校給食センターの費用と思うんですが、この費全額イコール給食センターに係る費用なのか、それ以外の費用もこれに含まれているのでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 概ね給食センターの費用と判断していただいて結構なんですけれども、一部県連ですとか、それと、中央小学校の分もこちらに一緒にまとめて、自校式の中央小学校の分もまとめてここで一括して扱っておりますので、若干含まれております。

○5番（福永 啓君） その中央小学校の分も、大まかな学校の給食室の分ですよ。電気代とかそういうのは、それは中央小学校に別に含まれていますよね。だから、あそこは99%といいますか、ほとんどこれと思って間違いはないと考えていいんですね。ということかな

と思う次第であります。

給食センターは、できたばかりなのでなかなか難しいと思うんですが、実際給食センターにかかった費用、それから2年、3年、4年、5年として、トータルで使って、1年平均どれぐらいになるのかということ。建設前にどれぐらいかかるんじゃないかなという試算もされていると思います。

また以前は質問してあったわけですが、それとの比較も容易にできるはずですが、今後、やはり給食センターの今後のあり方を見通す上で、給食センター、今の比較検討、それは欠かせない事業かなと思うんですが、事業検証等、それは将来考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

確かに、平成29年度決算が初年度決算になりますので、それでも目安にはなりますけれども、今後若干臨時的な経費は含まれてくるものと思います。

以前との比較ということですが、需用費のところでも少しお答えしましたけれども、電気代とか水道代、通常が経常的に付いている学校管理費の中で、一体的に支払ってありましたので、明確に元の記帳というのが歳出は少し難しいのかなと思っております。

それと、もともと経費削減というよりは、老朽施設が給食室で不衛生な状態での食事の提供というのは当然課題であったと思います。その点につきましては、最新式の器具をそろえまじたりとか、衛生管理がとても厳しくなっておりますので、その中から経費は新たに発生しております。比較するのは少し難しいのかなと思っております。

今後の運営につきましては、運営の方法とか公会計の導入あたりですね、今後の課題として近々これも検討していかなければいけない課題かなとは思っております。

○5番（福永 啓君） 給食センターです、これにするにはやはり確かに現実問題として、そういう不衛生なところはあったと思います。しかし長年の議論としては、これは切り替えてみれば、こちらにしようという議論があったと思います。今回また、やはりこれは将来ずっと公的運営でいくのかと。では民間にするのか。逆に今度は自校式に戻すのか、将来的に。いろんな考え方が、やり方があると思うんです。それをやる、それを考える上のやはり根拠と事実と儲けです。物事をやはり比較するときには、それがないと無理です、難しいんです。何でこうなるかと。でないと、逆にお金のために造りました。造ってみたらお金が逆にかかっていましたと、衛生のために造っていましたと。でも逆に造ってみたら、衛生面はこちらが優れていましたとか、そういう逆の結果が出るときもある。その検証が

必要。だから、このもともとにあったものために、これが必要だとは私は主張したいんです。これについては、一般質問になりますのでこれでやめておきます。

次、254から256ページ、文化財費というものがあります。文化財の復旧に係る決算が幾つもありますが、これは、そもそも御船町にはこういう有形・無形文化財を網羅した文化財目録というものがあるんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 御船町には、町・県が指定している文化財の台帳はありますが、目録については、全部はありません。ようやく今年の4月から文化財の専門員もまた新しく来ましたので、今後は県とかそういったところに問い合わせをしながら、指定書とかそういったのを、一覧を今後作成する予定であります。

○5番（福永 啓君） 今回地震で随分破壊されました。そしたら結構小さい神社の横に石碑が倒れていた。それによく見てみたら、それはやっぱり江戸時代からのものだったりとか、いろんなのが多々あったんです。そういう今まで十分把握されてきてなかった文化財もありますし、無形文化財、これについても若干あります。そういうところをきちんと把握しておかないと、こういう災害が起きたときに果たして復旧できたのだろうか、そのところの証拠がないと思いますので、そのあたりはきちんと把握をお願いしたいと思います。

次、258ページからです。恐竜化石調査費というのがございます。これが平成28年度から、これは約倍になっている。その中でも、これを見てみると、細かく見てみると、実際御船町の化石発掘に係る事業があったのかなと思うのですが、そういうのはあったのでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この予算では、去年につきましては、化石発掘調査という現地の調査は行っていません。今町の博物館でやっていますのは、今まで収集した化石の石を、収集された化石のクリーニング作業がメインに、重点的に行っております。

○5番（福永 啓君） 町内ではありません、国内で次々と新しい化石等が発掘された報道が続いております。御船はやはり先進地であって、危なっかしいことは決してできないと。さっきの文化財も同じなんです、補助金等は幾つかあると思います。それらを使って、きちんと今後も発掘作業を続けていかなければ、この価値自体が下がると思いますのでよろしくお願いします。

次、258ページから恐竜化石費、264ページの自然史教育事業費というのがございますが、ここのところ、これは恐竜博物館が主体となって、こういった予算を使ってやっ

ている事業と考えてよろしいんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この2つの予算につきましては、事業の経過説明書の中に、82ページと83ページのほうに、その中の自然化等を掲載しておりますので、まず、恐竜化石調査費につきましては、収集された化石を恐竜博物館の整理をする上で、貴重な研究や展示が必要となり、博物館活動に重要な基礎の資料を策定しておりました。自然史の教育につきましてはいろんな教育の普及・イベント等を実施していきまして、わくわく体験教室とかジオスクールとかで、あと来館された場合は、そのいろいろそういった形で件数も実績も上がっておりますので、両方とも恐竜博物館の事業として考えられても結構と思います。

○5番（福永 啓君） 恐竜博物館はわかりますけど、自然史がちょっといろんな分野がありますので、そういうほかの社会教育の、ほかの部分でもやられている部分も入っているのかなと思って、ちょっとわからなかったのでお聞きしたんですが。とりあえず、それとすべて恐竜博物館が企画計画して、恐竜博物館でやっている事業と、そういうことでよろしいんですね。はい、わかりました。

○6番（田上 忍君） まず、215ページです。デジタル教科書ということでありましたが、これについて、詳しい説明をお願いします。

○学校教育課長（坂本朋子君） この滝尾小学校の平成30年度は新2年生、3年生が複式学級になっております。その学級が始まります前に、阿蘇のほうに2校、その先進地を研修いたしました。その当時、学級運営に当たる調査として、2つの学年を分けて、先生は1人ですということですので、その2つの学年を指導体制で新たに、もう1つの学年については、全体の調査等を使って、サポート先生がそれを支援しておられる。そういったのが、この支援の進行あたりが、そのデジタル教科書で先生に確認をできるという学校の授業風景を見ました。これはちょっと必要ですよというアドバイスもいただいております。そのために購入いたしました。

○6番（田上 忍君） 将来、タブレット導入とか、そういうのも見込んでの今回の導入ということにはなかったんですね。タブレットの導入とか、そういうのは考えておられますか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、教科書のデジタル化、あれは大変進んでおりまして、文科省の見解では2030年度までにはもうすべてデジタル化の方向に向かっているということを聞

いております。今も課長が申し上げましたけれども、これも一つのデジタル化への試行とみなされてもいいんじゃないかなと思います。つまり、効率的・効果的に教科書を使うという意味では、大変重要であるということを考えておりますので、今後計画的に導入ができればと考えております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

では次、237ページ、これは学校評議員制度のことなんですけれども、今学校評議員の方はどういうことを学校でやられているのでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

定期的に学校に出向いていただいて授業を参観していただいたり、学校の運営そのものについて協議をしていただいたりしています。

○6番（田上 忍君） たしか学校の評議員制度が導入されて、もう多分10年ぐらい経つんでしょうかね、もうかなり経ってきていると思います。今後、この学校の評議員制度を利用されるのではないかと思います。これからどうなっていくとか、その辺何か見解がありますか、どうですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

少し前語りが長くなるかもしれませんが、今後の大切な施策になりますので、述べさせていただきます。

現在、文科省の件は、地域とともにある学校のあり方について、1つの大きな道筋をつけようとしております。御承知のとおり、これまでたくさんの事業や施策がうたわれております。ちょっと挙げてみますと、今は議員がお話になりました学校評議員制度、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会制度、それから放課後子ども教室、地域学校協働本部事業、学校関係者評価、部活動の社会体育化、これに厚労省の放課後児童クラブが絡みまして、学校と児童生徒、地域との結びつきが大変わかりづらくなってまいりました。

ということで、この8月です。ついこの間の8月に県教育委員会は、学校と地域との連携のあり方を、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の2つに絞って、学校と地域が協力して子育てにあたり、併せて地域に貢献できる児童生徒の育成に取り組むということを通知をいたしました。

本教育委員会では、来年度から従来の学校評議員制度を解消する予定です。そして新

たにコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会委員を各学校区において任命をする予定であります。併せまして、新たに地域学校協働本部活動推進員を各校区に委嘱して、より強力に地域と結びつけた学校教育を押し進めてまいるところとしております。

それから、現在木倉小学校においてモデル的に実施しております放課後子ども教室は、継続予定ですが、将来的には、この地域学校協働活動に組み込まれていくものと考えております。

なお、中学校で実施しています地域未来塾に関しましては、大変好評でありますので、今後も継続予定であります。

詳しくは、議会発行の教育委員会だよりでもお知らせしたいと考えております。

○6番（田上 忍君） 詳しくありがとうございました。

もっと詳しい内容は、今後委員会なり全員協議会で説明してもらえればと思います。

次に、地域未来塾事業ということで、236から249ページをお願いします。この中で、成果として2学期の成績が、地域未来塾を受けた塾生が2学期の成績が上がったとありますが、これは先般の学力テストですか、たしか上益城地域、被災に遭った地域の子どもの学力が低下しているとありました。この点に対して、教育長、このことについて、どうお考えでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

今、議員御指摘の上益城地区におきましては、かなり地震の影響がありまして、厳しい状況にはあります。ただ、御船町におきましては、特に小学校は厳しい状況でありましたが、中学校におきましては、地震前よりは厳しい状況ですが、県の平均を上回るというところで推移をしているところです。

○6番（田上 忍君） はい、ではまたうまく思えば、地域未来塾等も活用しながら、学力向上をしていてもらいたいなと思います。

それから、252から255ページの中で、これは先ほど出ましたが、学校給食費事業です。この中で、給食費は給食を食べている方が払っていると思いますけれども、未納は今どれくらいあるのですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 給食費につきましては内会計になりますので、この決算の中には含まれておりませんが、平成29年度初年度ということもあって、100万円ちょっとぐらい残っていたと思います。

○6番（田上 忍君） それだけ対策は何か持たれていますか。今回、学校も給食センターになったけれども、その前から給食費はずっとあったんですよね。前から未納者は何人かいたと思います。その未納者に対しての対策というのはどうやっているのかを教えてください。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

学校の事務の先生方と連携とらせていただいて、個別にまず督促をさせていただいています。その先に、どうしても現金での支払いが困難という方については、児童手当からの天引きにということのを了承していただいてさせていただくというケース等、今回発生しています。

○6番（田上 忍君） そうやって天引きできる方は天引きと思いますが、そういうのがない方については督促だけですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 根気よく督促するしかないのかなと思っております。

○6番（田上 忍君） 100万円という金額、これは年間だと思いますけれども、結構大きな金額だと思います。これからどうしていくか、それは大きな課題ではないかと思います。

今度は町長に聞きますけれども、今総務のほかの自治体では給食費を無料化にするというところも結構あるかと思います。これについて、御船町については無料化については、考えはありますか。

○町長（藤木正幸君） 一言でお答えしますと、無料化に関する考えはありません。適正に処理していきたいと思っております。ただし、今近隣町村の中でも話し合いをするとなっておりまので、近隣町村と話のほうを合わせていきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 先ほど福永議員も言っていたと思いますが、今一番大事なのは、教育費をもっと増やすということではないかと言われていたと思います。ぜひ、このあたりも踏まえながら、財源も確保しながら、検討していったほしいと思います。

続いて、250ページだったか、カルチャーセンターのプールの利用です。これについて、また被災以降少しずつ利用者が増えていっているかと思います。その中で、先月テレビにも出ていましたが、この御船町のプールをホームベースにして、そして高校生が国体に出たり、そして日本選手権にも出るという子がいます。この御船のプールが経営する、その指導者に教をを請いながらという、それは・・・必要だと思います。

こういうことに対しては、報償金とかそういうのはあるんでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今とにかく全国大会とか国際大会、九州大会というのにつきましては、少額ではありますが、全国大会に出場したらそういった報償のお金を差上げるような形の条例にのっとって今している状況です。

○6番（田上 忍君） はい。あと、例えば役場の前に、以前だったら全国の優勝とか、そういう横断幕がかかっていたと思います。そういう御船町のプールを利用して、そして、たしか御船の人だったかと思いますが、そういうのも、そういう宣伝というか町民の皆さんに知らしめることをやっていただけたらと思います。

それから次260ページ、恐竜の出張費、2回とありますが、これはどこでされたんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 1回はクレアだったと思いますが、もう1回は確認させてください。ちょっとそこは今から調べますので、すみません。

○6番（田上 忍君） お金は何か変わらなくて書いてありますけれども、どんどんやって宣伝もやってもらいたいと思います。それは後で教えてください。

もう1つ、これで最後の質問になりますが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、これの予算は今回決算書は出ておりませんが、熊本地震以降、たくさんの方がそういうものを必要とされていたかと思います。恐らく町の予算でやってないということは県の予算でやられているかと思いますが、児童生徒、それから先生そして保護者、この3つの部分というか、3つに区分して、どれだけの利用があったものか、それを教えてください。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

議員おっしゃったとおりで、町の予算には計上してございません。それでこの決算書の中にも入れておりません。県の教育庁にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーがいらっしゃって、上益城郡内を分担して実際対応をしていただいております。平成29年度につきましては、小学生が12名、中学生が10名、合計で22名にかかわっていただいております。

○6番（田上 忍君） あと、先生の利用とか保護者の利用があったら教えてください。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

子どもだけの問題ではなくて、保護者の方たちの問題で子どもに影響を受けているケースもそうございますので、保護者の方も交えての支援ということになります。

○6番（田上 忍君） では先生は今回そういう受ける人はいなかったということでもいいんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 不登校とかいじめとかそういう特定の原因によって先生がそこにかかわっていらっしゃるには対応していただいているということでなっておりますけれども、今回は聞いておりません。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 1点だけお尋ねいたします。文化財費で、257ページです。町内遺跡に係る発掘調査等測量委託280万8,000円上がっていますが、これは場所はどこで、何のための発掘調査を行うのでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この測量調査につきましては、これの小坂大塚古墳の事前の測量となっていて、小坂大塚古墳の全体を発掘調査する前に、航空写真を撮るような、もう1つ調査をしております。

○4番（中城峯雄君） 町に文化財保護増進費という枠がありますよね。あれはいつ頃指定したものなんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 包蔵地の指定につきましては、私もここではわかりません。ちょっとそこはすみません。

○4番（中城峯雄君） これが、私も気になって、・・・で初めて知りましたが、これは文化財ですから大事にしなければいかんとはもちろんですけども、地域を開発するということになると、これは非常にこれが問題になります。企業誘致の大型商業施設も、私7月5日に小坂の地元説明会に出席させてもらいましたけれども、まず稲刈りが終わってから文化財の調査をしますと。私は何の文化財があるのかなと調べてみましたが、あの一带は条理といって土地区画整理事業なんですね。その中で小坂の今度の用地一帯からあの付近、私の地元なんです。下高野、上高野一帯は全部あれに係っているんです。どんなにかかわり方というかですか。それは奈良時代から平安時代にかけての土地区画整理です。だから、これが稲刈りが終わってから試掘調査をしますということだったのです。その準備はできているんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今のところ準備は進めているところでして、耕作者及び地権者に掘削の試掘調査の文書を、大体稲刈りが、もともと当時の予定では10月後半ぐらいか

ら入る予定の文書で計画をしていたんですが、稲刈り時期もありますので、11月の頭、上旬ぐらいが一番妥当ではないかなという形で今準備を進めているところです。

地権者と耕作者についての文書を、一応お知らせの文書を出す予定で準備しているところです。

○4番（中城峯雄君） 皆さん新聞にも出たから、私の地元ですから、もうでくつてなあと、また文化財が、これをクリアせんことには、せめて試掘して出てきたら、これがアウトだけんということで、あまり期待を持たせるといかなから、今話をしていますけれども、そういった重要な文化財が出ないことを祈っています。

○8番（池田浩二君） 中城議員と一緒にすけれども、大塚古墳は調査区域区間というのはどうなっていますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 結果報告書につきましては、今年度中にまとめております。一応発掘調査が終わったとき、現地の説明会というのは行っております。地域住民、それと県のホームページにも載せて、大体来場者が300名ぐらい来られております。正式な報告書につきましては、一応今いろいろ出土品とか出ておりますので、そういったのも調査をしまして、報告書として最終的に今年度中に策定して、各町とか図書館とか、そういったところに配布する予定でおります。

○8番（池田浩二君） 今年度中ということは3月中ということですね。よかったら、議会の報告のほう、お願いしておきます。

○13番（岩田重成君） 七滝教育センターのことでお尋ねいたします。多分これは七滝小学校のことだと思います。電話代が5万2,600円載っております。今この施設は何か利用されておりますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今七滝教育センターにつきましては、恐竜博物館関係の、昔調査した化石とか、そういったもの、それとあとは、埋蔵文化財関係で試掘調査したときの出土品とか、そういったのを、今収蔵庫ではないんですけれども、そういった形で今使用しております。昔は消防音楽隊でも使っていたんですが、それと2階部分は破損がひどくて、今は使っていない状態です。あと、御船太鼓さんですかね、が今地域振興を使ってたしか練習をされていたと思います。

電話代につきましては、一時期1回、あそこをセキュリティ関係を切ったんですけど、夜間に侵入したりとかして、いろいろ問題もありましたので、セキュリティの電話回線部

分を使用料として今上げている状態です。

○13番（岩田重成君） 以前は、消防音楽隊、御船太鼓、使用されていて大変きれいだった。

しかしながら、せんだって老人会がございましたが、ちょっと見ますと、もう校舎の中はごみがいっぱいだったんです。大変荒れております。これを解体する計画はございますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えいたします。

発災当初、施設検討委員会とか、そういったのを一応開いて、そのときは一応解体という形の方向でいろいろ検討はされていたみたいなんです、今のところ、七滝地区には大変申し訳ないんですが、博物館のそういった資料とか、そういったのが今のところ倉庫を造らないと、そこから出せないという状態なので、もうしばらくは今のままで検討していきたいなど、思っております。

○13番（岩田重成君） 今、課長が言われたように、それを一般の方々に提示する、見学させる、そうするならば、その校舎内外、きれいになりはせんかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今のに答えいたします。

あそこに置いている物品につきましては、一般の町民に見せられるようにまだ整理もしてなくて、なかなか展示も難しいかなとは思っています。それにつきましては、文化財専門員とか博物館とも確認して、あそこを展示場という形にしますと、またそこで人を1人雇用したりとか、そういった形でまた費用がかかってきますので、それについては、この場で、「はい」とはなかなか言えない状態と思います。

○13番（岩田重成君） 以前に私も見ました。ぜひとも日にちを決めて、また期間を決めて、週に1回なりそれをするならば、私は大変いいと思います。よろしく願いしたいと思います。

それから、町長にお尋ねします。この廃校の跡地をどう考えておられますか。

○町長（藤木正幸君） 廃校跡地の有効活用という形で今いろんな形で問題になっていると思います。地域の皆さん方と話し合いながら、今後決めていきたいと思っております。

○13番（岩田重成君） 閉校してから11年経ちます。もう一昔のことです。どうにかあそこを何かできないかということでいろいろ私も使ってきました。大変難しい問題です。それで、ぜひとも検討をお願いしたいと思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 263ページです。積立金がありますけれども、この中で、恐竜博物館の振興基金積立金です。寄附金があります。これはどこで受けてあるんですか。

〔「歳入」と呼ぶ者あり〕 はい、わかりました。

○社会教育課長（宮川一幸君） 歳入につきましては、57ページの教育費寄附金135万5,379円、この金額は異なりますが、これにつきましては、昨年度分、平成28年度分を基金に積み立ててありませんでした。その分を今年度、平成29年度で基金と一緒に、29年度分、28年度分として、調整をして合わせて313万4,000円を基金に積み立てたという形になっています。313万4,000円、支出済額です。

○2番（森田優二君） 寄附金の分なんです。180何万円、こっちは、入金135万円になっているでしょう。ここの部分を言っているんです。

○社会教育課長（宮川一幸君） 185万円、182万5,261円の内訳につきましては、平成28年度の寄附金が178万7,105円あっております。あと一般寄附と利子を合わせまして、利子が24円と一般寄附金が3万8,492円、そういう形の内訳になっております。

○2番（森田優二君） それを歳入では57ページのさっき言った恐竜博物館寄附金135万5,000幾らで受けているんでしょう。ではないと。

○社会教育課長（宮川一幸君） ここの、まず57ページで受けた寄附金135万5,000円は、去年の特別展の収入の実績配分分の130万8,379円、この下のほうを受けているんです。この上の分につきましては、182万5,000円分につきましては、平成28年度で収入があった分を、その年に結局決算で積立金に計上してなかったもので、今回数字を出して計上したという形になっています。

○議長（田端幸治君） 理解できましたか。

○2番（森田優二君） 全然違うでしょう。結局は、たしか57ページの135万円しか受けてないんです。寄附金でしょ。出しているのは、今の話を聞いたら、310万円ぐらい出したことになってくるんです。だから、逆にその差額はどこで受けてあるんですか。

○議長（田端幸治君） 森田議員、正確な答弁をお願いしたいと思いますので、ここで35分まで休憩を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前 11 時 35 分 再 開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○社会教育課長（宮川一幸君） 森田議員の質問にお答えします。

先ほどの繰出金についてですが、平成28年度の終わりに歳入をしております、予算化されずに一般会計の繰越金、決算書の68ページの19節、繰越金の中にそのお金は含まれておりました。

すみません、訂正します。58ページの19節の繰越金のところに含まれております。

○2番（森田優二君） ということは、今の182万円に関しては、これは繰越金に含まれているということですね。すると、さっきの57ページのこれが、恐竜博物館の寄附金、これはどれになりますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 135万5,379円の寄附金につきましては、この下の243ページの特別展事業実績配分130万8,379円と、あと一般寄附が年度末で4万7,000円分が、それについてはまだ積み立てはしておりません。

○2番（森田優二君） これはちょっとおかしかですよ。計算が合わないでしょう。

今の私が言った意味はわかるですか。歳入が135万5,379円ですよ。それと今の要するに配分金は130万8,379円です。この金額が合わないということは、ちょっとおかしいんじゃないですかね。あと、一般の寄附金があったと、一般の寄附金があったのは結局どこに書いてあるかということになるんですよ。

○社会教育課長（宮川一幸君） その寄附金につきましては、まとめて書いておりますので、明示が難しかったと思うんですが、明示をしなかったのは大変申し訳ございませんが、57ページ分の恐竜博物館寄附金のところが、その特別展の配分金が130万8,379円と、一般寄附、博物館への一般寄附という形で4万7,000円という形の2段書きをしておけば、わかりやすかったのかなと思います。本当に申し訳ございません。

○議長（田端幸治君） いいですか。

○2番（森田優二君） 別にありません。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで、質疑を終わります。

宮川社会教育課長。

○社会教育課長（宮川一幸君） すみません、先ほどの出張展示の件ですが、2カ所で、クレアとメルパルク熊本に行っております。

それと、中城議員の包蔵地の指定についてですが、昭和57年に計画の許可を取得した頃からずっと積み重ねて包蔵地を指定している状態です。今後は市町村等、各自治体で詳細な包蔵地の指定をしていく予定ですよという形です。

○議長（田端幸治君） 次に、10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費までの説明を求めます。

○農業振興課長（藤野浩之君） それでは10款、災害復旧費について御説明いたします。決算書264ページからお願いいたします。10款、災害復旧費。1項、農林水産業施設災害復旧費。1目、農地災害復旧費。支出済額343万6,400円。主なものは、13節、委託料、農地災害委託で、災害査定設計委託料になります。

1目、農地災害復旧費繰越明許。支出済額1億2,495万7,810円。次のページをお願いいたします。主なものは、工事請負費1億2,495万7,810円です。これは熊本地震・豪雨に係る工事請負費になります。

2目、農業用施設災害復旧費。支出済額6,371万4,833円。主なものは7節、賃金、災害復旧事業に係る臨時職員賃金223万2,750円。次のページをお願いします。13節、委託料、災害査定に係る委託料が223万5,600円、それと熊本地震及び豪雨災害に係る事務支援業務委託料が4,026万2,371円です。それと15節、工事請負費256万5,000円です。熊本地震・豪雨に係る工事請負費となっています。

2目、農業用施設災害復旧費繰越明許。支出済額1億1,816万5,841円、次のページをお願いします。主なものは15節、工事請負費1億1,816万5,841円。これは熊本地震・豪雨災害に係る工事請負費となっています。

3目、林業用施設災害復旧費。支出済額227万3,079円。主なものは14節、使用料及び賃借料、重機借上等103万6,000円です。15節、工事請負費、熊本地震・豪雨に係る災害復旧費ということで、123万7,079円です。

3目、林業用施設災害復旧費繰越明許。支出済額6,446万9,984円。主なものは、工事請負費、梅雨前線豪雨に係る林道災害復旧の工事費6,446万9,984円です。

○建設課長（野口壮一君） 続きまして、2項、公共土木施設災害復旧費について説明をいた

します。１目、道路橋梁施設災害復旧費。支出済額８億９,６４１万７９９円です。主な支出は、人件費等、２７３ページをお願いします。１１節の需用費の中で、町道舗装修繕、土砂撤去費など３５件を含め１,９１７万７,５２８円、２７７ページをお願いします。１３節、委託料１億１,６５７万２,８４４円、災害復旧工事に係る施工管理業務委託４件、それから地震災害に係る測量設計委託６件、八竜橋災害復旧工事下部工に係る国土交通省への施工委託、それから１５節、工事請負費７億１,４９３万９,５９１円。工事の発注件数は１１９件となっております。

２８７ページをお願いします。２２節、補償補填及び賠償金、支出済額１,７３４万６,１５９円です。災害復旧工事に係る１１件のＮＴＴ、九電、ＱＴネットそれから水道管移設などの移転補償になっております。

２８８ページ、同じく１目、道路橋梁施設災害復旧費繰越明許分です。支出済額４億６,１２４万９,６６３円です。主な支出は、１５節、工事請負費。熊本地震に係る道路復旧工事、６９件の請負額４億６,０９７万７,９６９円です。

２９４ページをお願いします。２目、公営施設災害復旧費。支出済額１,０９７万１,８０６円です。１５節の工事請負費、ふれあい広場の災害復旧工事に係る分になります。

次に、３目、住宅災害復旧費です。支出済額８,７３７万３,２４０円です。主なものは、職員人件費と１５節、工事請負費７,９８６万５,０００円です。中原団地災害復旧工事８件の工事費です。２９６ページをお願いします。同じく、住宅災害復旧費繰越明許分です。支出済額２億５,８８７万１,７０９円です。主なものは１３節、委託料の中原団地災害復旧工事に係る実施設計及び妙見坂・辻・玉虫団地の工事管理委託業務を合わせて３,２１８万４,０００円。それから、１５節、工事請負費の町営住宅、妙見坂・辻・玉虫住宅に係る災害復旧工事費２億２,６６８万７,７０９円です。

次に、４目、宅地耐震化事業。支出済額１億８,７３３万４,３５９円です。主なものは、職員人件費と、２９９ページをお願いします。１３節、委託料、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業拡充分に係る５件の測量設計業務委託費６,８００万９,９８１円、１５節、工事請負費、大規模盛土拡充工事３件、宅地安全対策工事３件、地域防災がけ崩れ対策工事３件、大規模盛土工事１件、大規模盛土工事に係る不歳計光ケーブルの移設工事７件で、合わせて１億７８６万３,１８６円を支出しております。

３０２ページをお願いします。同じく、４目、宅地耐震化事業繰越明許分です。支出済額７億５,０９３万９,８６６円です。主なものは１３節、委託料で大規模盛土滑動崩落防止事業に係る

調査測量設計監督支援業務委託 3 億1,652万5,663円、15節、工事請負費、地域防災がけ崩れ対策工事11件、宅地安全対策工事 5 件、宅地耐震化推進滑動崩落防止工事 5 件で、合わせて 4 億3,441万4,203円を支出しております。

以上、2 項についての説明を終わります。

○学校教育課長（坂本朋子君） 続きまして、306ページをお開きください。3 項、文教施設災害復旧費。1 目、公立学校施設災害復旧費。支出済額 2 億6,848万3,960円です。主なものとして、使用料及び賃借料2,319万8,400円、小坂小学校仮設校舎リース分となります。15節、工事請負費 2 億3,876万7,480円。熊本地震で被災した上野小学校改修に係る工事請負費増床分になります。同じく、1 目、公立学校施設災害復旧費繰越明許。支出済額 2 億7,699万7,840円、熊本地震災害に係る小坂小学校改築の厨房の施工管理及び工事請負費となります。

1 目は以上です。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今の続きになります。2 目、社会教育施設災害復旧費です。支出済額は 1 億554万5,960円です。主なものは、13節、委託料、熊本地震災害による被災した町民グラウンド設計委託料718万2,000円と、15節、工事請負費で、309ページをお開きください。熊本地震災害に係る恐竜博物館災害復旧工事の費用が7,668万円です。

次に、2 目、社会教育施設災害復旧費繰越明許です。支出済額は 2 億4,922万4,958円です。主なものは13節、委託料、スポーツセンター災害復旧工事管理業務委託504万3,600円と、15節、工事費の工事請負費、熊本地震災害に係るスポーツセンター工事請負費 2 億3,840万4,438円と、18節、備品購入費で熊本地震災害に係るスポーツセンター備品購入費 438万3,720円です。

以上で説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私のほうで、11款から説明します。同じく308ページになります。11款、公債費。1 項、公債費。1 目、元金。支出済額 5 億9,358万858円です。

2 目、利子。支出済額8,248万1,999円です。これは、地方債の償還金利子が8,116万9,513円、一時借入金利子として131万2,486円です。

次に、12款、諸支出金。1 項、普通財産取得費。310ページをお願いします。1 目、土地取得費。支出済額はありません。

次に、13款、予備費。1 項、1 目、予備費です。予備費は各費目に充用しており、充

用した明細を備考欄に掲載しております。また、充用した合計額は、310ページの上のほうに、予備費支出及び充用増減欄にマイナス950万6,000円を表示しております。残りの不用額として49万4,000円となっております。

313ページをお願いします。一般会計総支出済額171億4万9,436円になりました。

以上で、一般会計決算の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費について、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） まず災害です。今回予算ベースで99億円ですから100億円です。相当の額になりますが、一方、不用額というのが災害費全体で13億8,000万円、14億円近く出ております。まずこの主な理由をお聞かせください。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、農業関係についての不用額について、御説明申し上げます。まずは、予算としましては、農政につきましても当初、工期決定に基づき平成29年度へ明許繰越の措置を行ってきたというところです。そして、国について、県からの交付決定、それが平成30年の3月頃変更の交付決定等も来ております。それに基づく減額補正というのは繰り越していますので、できませんので、減額分の大部分について、今回不用額となっております。

○建設課長（野口壮一君） 次に、土木もかなり不用額が出ております。決算書は303ページあたりです。理由は、今農業振興課の課長がおっしゃった理由と一緒に。平成28年度から29年度への明許繰越になります。実質国からの工期決定が来たのが、3月31日付けなんですけど、実際工期決定が来たのは5月末ということで、繰越予算ということで補正はできなくて、不用額にその差額が出ているという状況です。

○5番（福永 啓君） 今回繰越されているのも相当ありますね。繰り越しされているのは、予算が確保されていて、事業を今年度と来年度まで行うということになるかなと思います。不用額になってくると、事業を、簡単に言えば事業をしない。もしくはまた新たに平成30年度で単体として行くと。単独災害ですね。そして行うという、これが大体大まかに、この2つになると思うんですが、その理解で、まずよろしいんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 農災に関してお伝えいたします。農災による補助額と考えるにつきましては、廃項が相当数出ておりますので、廃項分に関しましては、不用額という形になると思います。そして、今回不用額になった分につきましては平成30年度の予算で

措置をしております。

○5番（福永 啓君） そうしますと、平成30年度分に予算をしますと、これは激災の分ですよ。地震とかその後の水害での激甚災害分です。今度新たにその不用額で起こした分の事業を、では平成30年度で新たに事業化するとなると、これは激甚災害分、これと全く同じ国の負担率とか交付税の還元率でできるんですか。それとも、単独災害ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 農災につきましては、通常の平成28年災害として取り扱っています。

○建設課長（野口壮一君） 建設課につきましては、災害関連の地域防災がけ崩れ対策事業という事業が、先ほど言いましたように繰越措置で減額ができなかったということで、その分を新たに平成30年度に繰り越しを、今措置をしております。この災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのは、平成28年度に限った事業だったということで、違う事業への乗り換えをしております。社会資本整備総合交付金の効果促進事業という事業があります。それに事業を乗せ換えて、決算書の299ページに委託費とそれから工事費を分けて、平成30年度に繰り越しをしております。

○5番（福永 啓君） ちょっと私がお伺いしたかったことは、結局、災害復旧費で繰り越している。これは地震対応ですよ。ですから、交付税率が90何%あたりですとかまたは国庫補助で払ったりとかしますよね。それを実際に廃項をするなり不用額なりで上げました。そしてまた、平成30年度に違う事業でやりますと。そうすると、かなり御船分の持ち出しが増えた事業になりはしないかなという心配があるわけなんです。そのあたりのことをお聞きしたわけなんです。そのあたりはいかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員が御心配されている分については、事故繰越をした分です。

○5番（福永 啓君） 不用額でできなかった分です。繰り越しではありません

○農業振興課長（藤野浩之君） 不用額でできなかった分は、先ほど廃項等で、下がった分ということになります。

今の補助率等は、平成28年災と変わりません。

○5番（福永 啓君） ちょっと分けてあるので、事故繰越は関係ないです。不用で上がった分だけを心配しています。その分に対して、ですからそうしますと、1回不用額になる。1回もうゼロになるわけです。落としますから。だから新たに、不用額で今回は落としたけ

れども、やはり町としてはやらなければいけないという事業が多々あると思うんです、この不用額で落とした事業の中にも。その事業を今年度もしくは来年度でやる場合に、不利になったり、財政的に若干不利になったりする例があるんじゃないかなと心配して、質問しているんです。そのあたりを簡潔にお答えください。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

これは、平成28年災と同様であるとしています。

○建設課長（野口壮一君） 建設課の先ほどの地がけ工事が平成28年度の事業・・・ということで、効果促進事業に乗り換えることによって、地がけ事業については、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担するという事業になっていましたけど、この中で、市町村の部分で起債充当率が100%で交付税措置が80%というものになっておりました。効果促進事業に事業を乗り換えることで、国が2分の1、市町村負担が2分の1、市町村分については、起債充当率100%で、交付税措置が80%ということで、県の補助分が起債にも大きく乗りかかってくるということになります。

○5番（福永 啓君） 若干心配しているのが、今言ったところなんです。一生懸命頑張っってそういう不利にならないような事業をしていらっしゃるというのはわかるんですが、そのあたりがちょっと心配ですので、これについてはまた詳しく、別のところでお聞きしたいと思います。

次に、そもそもこの災害復旧費なんですが、これは今回もほぼ全額が熊本地震及びその後の豪雨災害、平成28年度災害でしたか、と思っておいていいんでしょうか。それ以外、めばしいものがあれば教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

一部、平成29年度発生した災害復旧に係る分も若干入っています。

熊本地震及び豪雨災害は9割以上入っています。一部、10%未満一部入っています。

○5番（福永 啓君） 90数%が、1割未満というのが、毎年毎年少しはありますからね、この災害費というのは。だから、その部分に関してはほとんど変わらないと、あと、残り部分に関してはほとんど災害であるということで理解いたしました。

その隣なんですが、これは一応決算の審議は終わると思います。決算の中で、この決算書を見まして、他市町村では財務諸表というのは、財務書類というのをこの決算書とともに出していらっしゃるところが多いんです。財務書類です。恐らく44市町村のうちに34

ぐらいはもう既に財務書類、この決算書は単式ですから、複式になったですね。そうするとやはり見えないんです、書類見方、そういう見えない負債等が複式にならないとなかなか見えない。だから、国としては全部作りなさいということをほぼ強制されているところなんです。

財務書類の公表はしますしますという話だったんですけど、日時、いつされますか。もうほとんどの市町村で行われていると思いますが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成28年度の決算分から、決算書は挿入ということで義務付けられています。やっと最近、28年度決算分の財務諸表ができ上がりましたので、10月1日に、まずホームページで公表したいと考えております。

○5番（福永 啓君） 平成28年度は財務諸表と各市町村のを見ました。これだけでは、商売とか会社の経営をしていらっしゃる方だったら逆にすごい見やすくなっている。ところが、会社の経営をしてない人です。複式簿記で、貸方・借方とか、非常に見にくい。あれをきちっと読めるように、皆さん議会でもしていかなければいけないと思うんです。それについて、ぜひ公表のときにこれはこういうものですよというのは、議会でも説明していただける機会があれば、大変助かると思いますので、そのあたりについても要望して終わります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 今、福永議員が財務諸表を公表されると、例えば地方債のこの決算書では単式ですから、当期の借入額しか出ませんよね。だから私はいつも、この5年間のをすればどうですかと。それを聞かないと、財政調整基金だってそうなんです。当年度の残高は出ていますけれど、当年はやっぱりこれから課題と思いますよ。全体のを出されると、要するに財産の状態というのが貸借で出るならば、貸借対照表、資産、負債、資本の出入りが見えるようなのを作ると、これはそういう指導をやっていますので、それはこれからの、今、福永議員が、そんなに公表している市町村があるとは知りませんでしたけれども、そういうことです。

その関連で、309ページの公債費、平成29年度の地方債の償還金が、残金と利子、合わせて7,500万円増加しております。これは、いつ頃の借り入れか、償還金でしたか。急に増えています。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回決算において7,500万円程度元金に合わせまして増額になっております。その分に関しましては、平成26年度に経済対策分として借り入れた都市計画整備事業債です。この分に対しまして償還が始まりますので、その分が大体4,000万円程度です。もう1つ、平成27年度に借り入れました臨時財政対策債、この分に対します償還額として、約1,700万円程度増額となっております。

○4番（中城峯雄君） はい、それは無視するわけではなくて、これから当然増えてきますよね。そういうお話はありましたよね。当時の創造的経済対策で何がしか借りた分が発生してきますということです。これについては、地方創生の交付税額などはないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この経済対策部分で借りた起債に関しましては、補正予算債とかそういうのに該当しますので、もうすべてほとんどが大体交付税措置はあります。ただ、ちょっと今パーセントについては調べておりませんので。

○4番（中城峯雄君） わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（池田浩二君） 藤野課長にお尋ねですが、嘉永井手の水路ですが、全長完了しておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 元禄嘉永井手につきましては、全線復旧工事は完了しております。

○8番（池田浩二君） 完了ですか。最初の入り口というか、工事延長トンネルの入口ですね、あそこの工事延長なんかそのままと思うとばってんですね。それと、落石等があるのではないかなと思います。そこも完了しておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

一番上流のトンネルの飲み口の部分だと思いますけれども、そこは上の林務関係の工事もやっておりました。その関係で、土砂を防止するためにコルゲートパイプを今設置をしているところです。

○8番（池田浩二君） では、当初の工事等は設計してまた新たに設置したということですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） いえ、また新たにということではなくて、今設置をしたままで一応完了というところでしています。

○8番（池田浩二君） あれは応急措置でコルゲートパイプを入れられたと思うんですけど、それでもう完了ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） はい、上の土砂の防止も考慮したところで、今パイプを設置したままということにしております。

○8番（池田浩二君） それと、完了ですたい。・・ではなくて。

○農業振興課長（藤野浩之君） そうですね、手続き、完了とか、一部完了という形での、すみません。

○8番（池田浩二君） 全長完了と答弁されたと思ったんですけども。それと、そこは完了しとらんなら、やっぱり早急に対応していただきたいと思います。

それと、入札で出ているとではない。対応してあるということですか。それと、そのところはちょっとわからんとですけど。それと、マミコウロードと田代御船線です。そのところの交差点がちょっと上流と聞いたつばってんですね。その家のカルバートボックスのほうから、漏水があっていると聞いている。それはその対応はどうなっておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

まず1点目のトンネルの入り口の工事の関係ですけども、そこは入札ではなくて、随意契約でやっております。そこは災害の補助工事には該当しておりませんので、随意契約で施工しております。

それと2点目のカルバートボックスの漏水ということだと思いますけれども、そこは七滝土地改良区あたりと調査をしてみたいと思います。

○8番（池田浩二君） ということは、嘉永井手は大体完了してないということですよ、全長。

それとカルバートボックスは課長には、届いてないということですよ。はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 295ページです。先ほど野口課長が言われました、中原団地のごみの運搬でちょっと出ているんですが、かなりごみが出たと思いますけど、そのごみの、どれだけの量があったのか。そしてそのごみの処理料は幾らだったのか。そしてそれは、この決算書でどこに出ているか、それを教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどから説明しましたが、今回中原団地で出たごみというのは、被災ごみの集積場に持っていきっております。その中の量的なもの、また処分費については町で一括して処分料を払っておりますので、ちょっと建設課でその分の量、それから費用については把握ができてないという状態です。

○6番（田上 忍君） 仮置き場に持っていかれたのは、それはそれで一括で災害処理としてされたと思いますが、可燃物については、クリーンセンターにも運ばれている。この分はどれぐらいあったか、それは把握できているんですか。

○建設課長（野口壮一君） クリーンセンターに持ち込まれた可燃物の量ということですけど、すみません、これもちょっと把握はできておりません。

○6番（田上 忍君） それは今課長が把握してないのではなくて、もう全体としては把握できないということでもいいですか。

○建設課長（野口壮一君） クリーンセンターあたりで、あそこで量を量るときにはカードを入れて重量を量られるわけですけど、そこがクリーンセンターで災害ごみの1枚目のカードで処理してあれば、どの分どの分というのはわからないと思います。

○6番（田上 忍君） では、そこはどういうふうに処理されたかは、それは把握してないということでもいいですか。

○建設課長（野口壮一君） 把握はできてないということです。

○6番（田上 忍君） わかりました。では把握できないということですね。知りたかったのは、中原団地のごみ、先ほど町長が自分の判断で、これは町の予算でやると言われました。だから、全体としてその金額ってどれだけあったのか、それが知りたかったんですけど、その分はもう把握できないということで、理解いたしました。

もう1つ、さっき入札の話が出ましたが、これは副町長にお聞きしたいと思いますけれど。今回災害復興関係でいろんな工事が出ております。土木工事、それから建築とか、建物のことも出ております。ほとんどが、一見見ると一括で発注されているように思えるんです。例えば電気は電気、その1つの契約の中で、本来であつたらもっと分割できるんじゃないかなと思ったのも、できるものもあつたのではないかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○副町長（本田安洋君） 入札の問題につきましては、審査会にかかるわけです。それは担当課で一応そこは上げてくるわけです。そしてその中で、指名委員会の委員の中でそれをた

だ審査をすると。その中で業者が適当であるかどうかということ審査するわけございまして、それはもう、一番から担当課でぴしゃっとしてあると思います。

○6番（田上 忍君） しっかりしてある、それはわかりますけれども、本来だったらもっと分割して、これは電気屋に頼むと、これは建物関係に頼むとか、本来であれば分割発注できるものがあつたんじゃないかと思うんです。それはどうですか。分離発注と言うんですか。

○副町長（本田安洋君） それはそのとおりに、土木は土木、建設は建設、それから解体は解体という形で、町にちゃんと登録してある、その業者がですね。それに基づいてちゃんとしてあると思います。恐らく水道は水道ということで分けてあると思います。

○6番（田上 忍君） いや、何か答弁と合わない、いつてないようなんですが。私が言いたいののは、何かもうこの工事は一括で、どこかに頼むのではなくて、だから水道工事、電気工事、そうやって町内にはいろんな業種の方がおられます。だからその人たちを、災害のときには、水道屋に来て、ちょっとここを見てくれ、電気屋に来て、ここを見てくれと、そういった出すんじゃないですか。それなのに今度は実際に仕事をやる時には、もうそういう電気関係はどこかに全部ごっちゃまぜにして、一括で頼んで、その一括で受けた業者が今度は自分の配下の電気業者、水道工事屋とかに頼んでいつている。だから、そうやって災害とかで一番に見に来た人たちは、全然還元というか、仕事も回ってないのではないのかなと、そういう声も聞くんです。だから、これからいろんな発注があると思いますけれども、分離にできるものはそうしてもらいたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○副町長（本田安洋君） 私の範囲内では、ちゃんとそれは分離発注してあると思います。どこがしてないんでしょうか。具体的に言っていたきたいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、ではそれはまた、いろいろ聞き取りして、個別に説明することと、副町長と話ししに行きたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、「平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

お諮りします。

ここで午後1時30分まで休憩したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時23分 休 憩

午後1時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第2、認定第2号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） それでは、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、まず歳入から説明します。330、331ページをお願いします。1款、1項、国民健康保険税。1目、一般被保険者国民健康保険税、収入済額3億4,893万7,262円。これは熊本地震による半壊以上の世帯に対する減免が9月までで終了したために、増となっております。2目、退職被保険者等国民健康保険税、収入済額949万6,620円。これは退職被保険者数の減少による減となっております。

332、333ページをお願いします。4款、使用料及び手数料。2項、手数料。1目、督促手数料、収入済額31万7,400円。

5 款、国庫支出金。1 項、国庫負担金。1 目、療養給付費等負担金、収入済額 4 億 8,611 万 4,899 円。これは医療費の増に伴う国庫負担金の増となっております。2 目、共同事業負担金、収入済額 1,349 万 5,453 円。4 目、特定健診受診化等負担金、収入済額 356 万 4,000 円。

334、335 ページをお願いします。2 項、国庫補助金。1 目、財政調整交付金、収入済額 4 億 3,209 万 4,000 円。これは医療費の免除分と国保税の減免分が国庫補助となったための増となっております。6 目、国民健康保険制度関係補助金、収入済額 486 万円。広域化に伴う国庫システム連携に係るシステム改修費です。

6 款、1 項、1 目、前期高齢者交付金、収入済額 6 億 3,438 万 9,370 円。70 歳から 74 歳の前期高齢者数の加入率の増加により増となっております。

7 款、県支出金。1 項、県負担金。1 目、共同事業負担金、収入済額 1,349 万 5,453 円。2 目、特定健康審査等負担金、収入済額 356 万 4,000 円。

2 項、県補助金。1 目、財政調整交付金、収入済額 1 億 1,507 万 5,000 円。

336、337 ページをお願いします。8 款、1 項、1 目、療養給付費交付金、収入済額 8,369 万 2,785 円。これは退職被保険者数の減少による減となっております。

9 款、1 項、共同事業交付金。1 目、高度医療費共同事業交付金、収入済額 7,811 万 3,440 円。こちらは医療費の増加及び平成 30 年度の県広域化に伴い、共同事業が廃止されることによる剰余金の計算も含めて交付され増額となっています。2 目、保険財政共同安定化事業交付金、収入済額 6 億 2,820 万 5,503 円、こちらも、1 目と同様、共用部分の精算も含め増額となっています。

10 款、財産収入。1 項、財産運用収入。1 目、基金運用収入、収入済額 5,543 円。基金利子です。

338、339 ページをお願いします。11 款、繰入金。1 項、1 目、一般会計繰入金、収入済額 2 億 6,780 万 6,297 円。法定内繰入 1 億 9,424 万 2,297 円、法定外繰入 7,356 万 4,000 円となっております。

2 項、1 目、基金繰入金はありません。

12 款、1 項、繰越金。2 目、その他繰越金、収入済額 1 億 2,579 万 2,771 円です。熊本地震の影響による国庫負担金が増えたため増となっております。

340、341 ページをお願いします。13 款、諸収入、1 項、加算金、延滞金及び過料。1

目、一般被保険者加算金及び、２目、退職被保険者等加算金、収入はありません。３目、一般被保険者延滞金、収入済額194万1,130円。４目、退職被保険者等延滞金及び、５目、過料の収入ありません。

４項、雑入。１目、一般被保険者第三者納付金、収入済額252万3,671円。２目、退職被保険者等第三者納付金の収入はありません。３目、一般被保険者返納金の収入ありません。342、343ページをお願いします。４目、退職被保険者等返納金、こちらも収入ありません。５目、雑入、収入済額19万2,359円。

以上、歳入合計32億5,367万6,956円となっております。

続きまして、歳出を説明いたします。344、345ページをお願いします。１款、総務費。１項、総務管理費。１目、一般管理費、支出済額2,936万5,828円。主な支出としまして、13節の国保連合会共同電算委託料249万2,723円、レセプト点検等委託料114万8,121円、システム改修委託料などの549万7,200円となります。２目、連合会負担金、支出済額116万1,713円。主な支出としまして、19節の国保連合会負担金104万500円となります。

346、347ページをお願いします。２項、徴税費。１目、賦課徴収費、支出済額14万9,543円。

３項、１目、運営協議会費、支出済額18万3,600円。主な支出として、１節の国保運営協議会委員９名の報酬17万400円です。

４項、１目、趣旨普及費、支出済額34万3,819円。

２款、県給付費。１項、療養費。１目、一般被保険者療養給付費、支出済額16億6,625万4,935円。増となった原因は、医療費の増加及び熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費の免除が９月まで延長となったためです。こちらは全額補助となっております。

２目、退職被保険者等療養給付、支出済額4,104万5,180円。こちらは退職被保険者等の減少による減となっております。348、349ページをお願いします。３目、一般被保険者療養費、支出済額2,167万89円。こちらは熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費の還付分となっています。４目、退職被保険者等療養費、支出済額37万1,188円。これは退職被保険者数の減少による減となっております。５目、審査支払手数料、支出済額518万5,601円。

２項、高額療養費。１目、一般被保険者高額療養費、支出済額１億6,501万6,741円。減の要因は熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費免除が９月まで延長となったため、

高額療養費の対象者が減ったことによるものです。２目、退職被保険者等高額療養費、支出済額409万518円。こちら退職被保険者数の減少による減となっております。３目、一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費の支出はありません。

350、351ページをお願いします。３項、移送費。１目、一般被保険者移送費及び２目、退職被保険者等移送費の支出はありません。

４項、出産育児諸費。１目、出産育児一時金、支出済額756万円。対象者は18人です。２目、審査支払手数料、支出済額3,780円。

５項、葬祭諸費。１目、葬祭費、支出済額52万円。こちらは対象者は26名です。

３款、１項、１目、後期高齢者支援金等、支出済額２億6,677万5,146円。これは被保険者等の減少に伴い、高齢者支援金として保険料から徴する額が減ったことにより減となっております。352、353ページをお願いします。２目、後期高齢者関係準備拠出金、支出済額１万7,479円。

２項、２目、病床転換助成関係事務費拠出金、支出済額1,696円。

４款、１項、前期高齢者納付金等。１目、前期高齢者納付金、支出済額96万1,360円。こちらは国保の１人当たりの短期調整額が増えたことにより増となっております。２目、前期高齢者関係事務拠出金、支出済額１万8,507円。

５款、１項、老人保健拠出金。１目、老人保健医療費拠出金の支出は生じません。２目、老人保健事務費拠出金、支出済額5,486円。

354、355ページをお願いします。６款、１項、１目、介護納付金、支出済額１億424万2,912円。これは被保険者等の減に伴い、介護納付金として保険料から徴する額が減ったことにより減となっております。

７款、１項、共同事業県拠出金。１目、高額医療費共同事業医療費拠出金、支出済額5,307万757円。これは、レセプト１件80万円以上の高額療養費共同事業費の拠出金です。２目、保険財政共同安定化事業拠出金、支出済額５億8,763万1,314円。これはレセプトの支援を超えた部分に100分の59を乗じた額となります。歳入の保険財政共同安定化事業交付金とほぼ同額となります。３目、その他共同事業拠出金、支出済額273円。

８款、保険事業費。１項、１目、特定健康診査等事業費、支出済額1,810万1,333円。主な支出として、13節の特定健診委託料の1,434万6,090円になります。

356、357ページをお願いします。2項、保険事業費。1目、保健衛生普及費、支出済額144万9,351円。主なものとして、13節の共同電算委託料120万7,351円になります。

9款、1項、基金積立金。1目、国保積立金、支出済額6,000円。

11款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、一般被保険者保険税還付金、支出済額553万9,147円。358、359ページをお願いします。2目、退職被保険者等保険税還付金の支出はありません。3目、一般被保険者償還金、支出済額2,083万3,957円。これは、平成28年度の国保連合会決算書の精算金となります。4目、退職被保険者等償還金、5目、一般被保険者還付加算金及び6目、退職被保険者等還付加算金の支出はありません。

2項、繰出金。1目、一般会計繰出金の支出はありません。

12款、1項、1目、予備費の支出はありません。

以上、歳出合計、30億157万7,253円です。

362ページをお願いします。実質収支額です。2億5,209万9,703円です。平成29年度の繰越財源になります。こちらは、増えた原因は、国保税の増額化、医療費の増及び熊本地震による療養給付負担金、財政調整交付金、共同事業交付金、繰越金などが増えたことなどによる増となっております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第3、認定第3号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○福祉課長（西橋静香君） 介護保険事業特別会計を説明します。376ページ、377ページをお

開きください。歳入。1款、保険料。1項、介護保険料。1目、第1号被保険者保険料、収入済額3億176万8,463円。平成28年度に引き続き、保険料の災害減免が半年間行われました。その減収分は国庫支出金で補填されています。1節の特別徴収は、年金天引きによるもの。3節の普通徴収は、納付書払いによるもの、4節は、過年度分となります。

2款、使用料及び手数料。1項、1目、総務手数料、収入済額11万9,600円。

3款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、介護給付費負担金、収入済額3億723万2,127円。2項、国庫補助金。1目、調整交付金、収入済額1億9,179万2,000円。この調整交付金で、災害減免分の介護保険料の全部、介護サービス利用料の一部が補填されています。378ページをお願いいたします。2目、介護保険事業費補助金、収入済額87万円。3目、地域支援事業交付金介護予防事業分、収入済額2,249万3,224円。4目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分、収入済額1,326万5,382円。

4款、1項、支払基金交付金。1目、介護給付費交付金、収入済額4億8,951万4,933円。2目、地域支援事業支援交付金、収入済額2,020万168円。

5款、県支出金。1項、県負担金。380ページをお願いいたします。1目、介護給付費負担金、収入済額2億3,693万2,163円。

3項、県補助金。2目、地域支援事業交付金介護予防事業分、収入済額1,035万5,140円。3目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分、収入済額663万2,691円。

6款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、利子及び配当金、収入済額9万899円。

7款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、介護給付費繰入金、収入済額2億1,324万2,000円。2目、その他一般会計繰入金、収入済額5,621万5,000円。382ページをお願いいたします。3目、地域支援事業繰入金（介護予防事業分）、収入済額1,203万5,000円。4目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分、収入済額677万4,000円。5目、保険基盤安定繰入金、収入済額400万5,000円。

8款、1項、1目、繰越金、収入済額9,869万5,739円。

10款、諸収入。1項、サービス収入。1目、居宅支援サービス費収入、収入済額477万3,000円。

384ページをお願いします。2項、1目、介護予防事業収入、収入済額90万8,850円。

3項、延滞金、加算金及び過料。1目、第1号被保険者延滞金、収入済額9,500円。2目、第1号被保険者加算金、収入はありません。

5項、3目、雑入、収入済額63万2,875円。高額介護サービス費返還分です。

介護保険特別会計歳入合計は、19億9,855万7,754円です。

386ページをお願いします。歳出です。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額3,770万6,892円。主なものは、13節、介護保険電算システム保守委託料286万2,000円です。

388ページをお願いします。2項、徴収費。1目、賦課徴収費、支出済額104万8,638円。主なものは、12節、保険料納付書郵送代などの通信運搬費76万円です。

3項、介護認定審査会費。1目、認定調査費等、支出済額1,034万2,060円。主なものは、12節、主治医意見書作成料595万5,120円です。2目、認定審査会共同設置負担金、支出済額554万3,000円。これは上益城広域連合で設置する要介護認定審査会の御船町負担金です。

390ページをお願いします。2款、保険給付費。1項、1目、介護サービス等諸費、支出済額15億1,175万8,267円。2項、1目、支援サービス等諸費、支出済額3,550万4,181円。この1項、2項は保険給付費となります。

3項、その他諸費。1目、検査支払手数料、支出済額180万5,052円。

4項、高額介護サービス費等。1目、高額介護サービス費、支出済額2,561万7,171円。2目、高額支援サービス費、支出済額1万1,067円。

5項、高額医療合算介護サービス等費、392ページをお願いします。1目、高額医療合算介護サービス費、支出済額321万1,947円。2目、高額介護高額医療合算介護予防サービス費、支出済額1万4,662円。

7項、特定入所者介護サービス費等。1目、特定入所者介護サービス費、支出済額6,903万3,830円。2目、特定入所者支援サービス費、支出済額19万4,740円です。

3款、地域支援事業費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額583万3,881円。395ページをお願いいたします。主なものは、19節、御船町地域医療介護総合確保基

金事業補助金、甘木区生活再生センタートイレ改修等193万3,000円です。

2項、介護予防日常生活支援総合事業。1目、介護予防生活支援サービス事業費、支出済額6,099万1,079円。主なものは、13節、いきいきトレーニング教室委託料686万9,000円、同じく元気が出る学校委託料349万600円。397ページをお願いいたします。19節、第1号通所事業負担金2,066万2,473円、同じく、第1号訪問事業負担金1,515万2,003円です。

2目、一般介護予防事業費、支出済額1,375万8,330円。399ページをお願いします。主なものは、13節、地域介護予防活動支援事業委託料823万2,000円です。

3項、包括的支援事業・任意事業。1目、包括的支援事業、支出済額3,183万9,357円。401ページをお願いします。主なものは、13節、生活支援コーディネーター設置委託料541万9,000円。2目、任意事業、支出済額27万2,000円。403ページをお願いします。主なものは、13節、緊急通報システム委託料46万9,510円です。

4款、1項、基金積立金。1目、介護給付費準備基金積立金、支出済額4,810万9,638円です。

5款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。404ページをお願いします。1目、第1号被保険者保険料還付金、支出済額208万4,172円。2目、償還金、支出済額5,057万4,427円。3目、第1号被保険者還付加算金、支出はありません。

6款、1項、1目、予備費。5款、1項、2目、償還金へ千円充用しています。

介護保険事業特別会計歳出合計19億1,656万7,504円です。介護保険事業特別会計決算は以上です。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第4、認定第4号、「平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） それでは、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明します。

416ページ、417ページをお願いします。1款、1項、後期高齢者医療保険料。1目、特別徴収保険料、収入済額6,505万3,000円。熊本地震による半壊以上の世帯に対する減免が9月までで終了したための増となっております。2目、普通徴収保険料、収入済額4,623万9,600円。こちらと同じく9月までで減免が終了したための増額であります。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、督促手数料、収入済額4万1,400円。

3款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、事務費繰入金、収入済額904万9,000円。2目、保険基盤安定繰入金、収入済額6,756万4,000円。

418、419ページをお願いします。4款、1項、1目、繰越金、収入済額716万3,145円。

5款、諸収入。1項、延滞金、加算金及び過料。1目、延滞金と2目、過料の収入はありません。

2項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金、収入済額77万400円。2目、還付加算金、収入済額2万4,300円。

3項、受託事業収入。1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、収入済額417万5,473円。後期高齢者医療広域連合から健康診査の受託事業収入です。

420、421ページをお願いします。4項、4目、雑入、収入済額137万8,900円。

以上、歳入合計2億145万9,211円となっております。

次に、歳出を説明いたします。422、423ページをお願いします。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額823万3,267円。人件費のほか、主なものとして、12節の通信運搬費129万4,809円です。

2 項、1 目、徴収費。支出済額29万1,926円。

2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億7,857万8,265円。

これは、後期高齢者医療保険料が増となった分、広域連合への納付が増となったものです。

424、425ページをお願いします。3 款、保健事業。1 項、健康保持増進事業費。1 目、健康診査費、支出済額348万773円。後期高齢者の健診委託料です。2 目、健康増進費、支出済額18万1,000円。鍼灸・あんまの補助金です。

4 款、諸支出金。1 項、償還金及び還付加算金。1 目、保険料還付金、支出済額77万400円。熊本地震に係る平成28年度分の還付金です。2 目、還付加算金、支出済額 2 万4,300円。

2 項、繰出金。1 目、一般会計繰出金の支出はありません。

5 款、1 項、1 目、予備費の支出もありません。

以上、歳出合計 1 億9,155万3,931円。428ページをお願いします。実質収支990万5,287円です。平成29年度の繰越額になります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、「平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第5、認定第5号、「平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計

歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○商工観光課長（作田豊明君） 緑の村運営事業特別会計の歳入歳出の決算の説明を行います。

436、437ページをお願いします。まず、歳入からです。1款、1項、入場料。1目、緑の村入場料です。収入済額149万5,330円です。

2款、1項、使用料。1目、緑の村施設使用料です。収入済額245万7,250円です。入場料、使用料につきましては、平成28年度の災害の影響により、7月から営業をしておりますので、この差額として、合計額395万2,580円で、前年度比が222万5,340円の増となります。

4款、繰入金。1項、1目、一般会計繰入金です。収入済額942万5,000円です。

5款、1項、1目、繰越金です。収入済額1億2,507万2,194円です。前年度繰越金175万6,194円と、同じく繰越金の繰越明許です。1億2,331万6,000円となっています。これは、吉無田高原キャンプ場の施設整備の費用です。

438ページをお願いします。6款、1項、諸収入。1目、雑入です。収入済額1万7,222円です。これは、行政財産の使用料3,000円となっています。

以上、収入済額1億3,846万6,996円です。

次に、歳出を説明します。440ページをお願いします。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費です。支出済額1億3,698万341円です。主なものとしましては、1節の非常勤職員3名分の報酬447万4,720円と、正規職員1名分の人件費と7節の作業員賃金256万8,120円です。

422ページをお願いします。また一般管理費の繰越明許の支出済額は1億2,301万9,018円となっております。主なものは、13節、委託費の吉無田高原施設整備の設計委託料632万9,880円と、15節、工事請負費1億1,169万4,552円、それと19節の備品購入費499万4,586円です。

4款、1項、1目、予備費につきましては、一般管理費で26万6,000円を充当しています。

歳出合計、1億3,698万341円です。444ページ、実質収支額148万6,655円です。

以上で、緑の村運営事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 吉無田高原緑の村キャンプ場宿泊施設整備事業ですが、これは平成29年度に整備して、その後利用状況等はどうなっていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 心配をおかけしまして、5月2日オープン以来7月、8月の夏休み期間中、今現在集計表をまとめていますけれども、217組の方々がお越しになっています。天候の不順もありまして、なかなかキャンセルもあったんですけど、現在700万円ほどの収入を上げております。それには、キャンプ場はもとより、ローンスキー場の利用も含めたところで、6,400人のお客さんを迎えております。

○6番（田上 忍君） 以前から、このドームハウス、緑の村、星の森ヴィラですね、それを観光の一番の目玉にして、これからの御船町の観光をやっていくということでやってきましたが、やはり御船町観光を考える上で、どのようなことを考えておられますか。このヴィラを中心にして。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

これは、地方創生拠点整備事業で、いろいろ御心配おかけしておりましたけれども、やっとこの宣伝ができ上がりました。今後いろいろな団体、特に愛郷吉無田の協力を得て、また観光協会、商工会の協力を得まして、いろんなイベントを今後考えていきたいと。夏場の利用はもちろん夏多かったですけれども、今後、PR活動、先ほどPR活動も、化石発掘体験はもとより、吉無田のPRも上野インターの開通を機に、ぜひPRして、福岡並びに九州各県、全国まで広げていければと思います。それと、周辺の施設も併せたところで、経済効果につなげればということで考えています。

○6番（田上 忍君） 以前回遊という言葉もいろいろ言われたかと思いますが、その辺はどういうふうに考えますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 回遊につきましては、現在博物館に10万から12万人ということで、毎年伸びております。そのお客さんの、今回化石発掘体験とかイベントも含めまして、また八勢の目鑑橋、またそういった新たな発見で、いろんなルートを考えまして、広域的な連携事業、九州のへそロード、御船町、山都町、高森町、南阿蘇村、西原村を回る九州のおへそロードの連携事業も今後考えて、そこにはいろいろメインのふさわしい場所をやってきたいということで、今企画をしております。

○6番（田上 忍君） 昨日だったですか、観光協会の補助金等も結構出ております。そして、地域おこし協力隊も観光協会あたりに入っています。だから、この観光協会が中心になっ

て、この星の森ヴィラをPRとか、活用していくのか、商工観光課が中心となってやっていくのか、この辺はこの後どうなっていくのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

PR活動につきましては、町だけではこれはなかなか先に進まないし、伸びないと思っています。今観光協会も今御指摘されておりますように、いろいろな事務局体制がやっと整ってきております。化石発掘体験も十分慣れましたので。それからこれから地域おこし協力隊のメンバーの御協力をいただきながら、また新しく吉無田愛郷にも地域おこし協力隊、水越地区にも入ってきましたので、ぜひ御船町を含めたところで、PR活動を全体的にやっていきたいと思っています。イベント的にも、今後9月から冬場になっていきます。チャンスだと思います。冬場のイベントも何か仕掛けていこうということで、今星の観測、スターフェスタを毎年12月はやりますので、そういった企画と吉無田のイベント実行委員会を立ち上げまして、いろんな活動とか取り組みをやっていければと思っています。

それは、皆さんの協力ができないと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（田上 忍君） はい、そうしたら、この星の森ヴィラができる前には、教育長も熊本市の中学生をここに呼ぶとか、そういうことも言われていたかと思います。今後、御船町の総合的な観光を考えた上で、町長の考えはどうか、それを聞かせてください。

○町長（藤木正幸君） 当初から、常々にこの吉無田を熊本の拠点にしたいという思いであります。また、今度上野インターチェンジが、仮称上野の開通に伴い、今この場で言っているのは信号なしで来られる高原という形で伝えておりますので、各県庁所在地から信号なしでこの高原に来られますので、そういった九州のへそとしての特徴をとらえて、今課長の答弁があったように、九州のへそロードということにも、中心的に考えていきたいと思っています。やはり、熊本県の拠点事業として、頑張ってもらいたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） ドームハウスを造られましたので、例年比で1億2,000万円ほど支出が増えております。これで施設整備は、工事はもう終わったのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

予算の範囲で最大面の努力をしまして、今施設整備を行っております。ただ、今いろいろなお客様のアンケートにより苦情と御指導等をいただいておりますので、そういった

意味では改善していければと思っています。

○4番（中城峯雄君） 実際利用された方からのアンケート用紙がありましたけど、簡単ないろんな意見を聞いて、また施設整備をされていく必要もあろうかと思います。

それと441ページ、報酬が出ております。非常勤職員の報酬が3名、これは村長以下、あと2人いらっしゃいますよね。その方の3名ですね。この下に一般管理給与等0.5というのは、どなたのことですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

この一般管理の0.5というのは、うちの職員の1人分ではなくて半分です。0.5ということで計上させて、本当はこれは抜きたいんですけども、なかなかこれも入っている状況になっています。

○4番（中城峯雄君） いや、ここの役場の職員の分を半分にしたら、えらい安いものですか。思いませんか。

○商工観光課長（作田豊明君） これは給料及びいろいろな共済費関係も全部出ていたと思いますけれども、1人は向こうに携わって、本当はみんなが手伝っているんですけども、その分を半人前まではいかないんですけど、計算して、この収入が上がりまして、いろいろ繰出金あたりが出てきますので、繰入金と繰出金が出てきますので、それで出しております。

○4番（中城峯雄君） それ以上追求しません。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、「平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第6号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第6、認定第6号、「平成29年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。456ページをお開きください。まず、歳入からです。1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、受益者負担金、収入済額332万4,260円です。

2款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、下水道使用料、収入済額1億2,544万2,175円です。

2項、手数料。1目、総務手数料、収入済額11万3,300円です。

3款、国庫支出金。1項、国庫補助金。1目、土木費補助金、収入済額162万円です。

458ページをお願いします。2項、国庫負担金。1目、災害復旧国庫負担金、収入済額はありませんでした。同じく、1項、災害復旧費国庫負担金繰越明許、収入済額7,519万円です。

4款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、一般会計繰入金、収入済額2億1,145万5,000円です。

5款、繰越金。1項、繰越金。1目、繰越金、収入済額1,318万8,020円です。同じく、1目、繰越金繰越明許、収入済額6万5,000円です。

7款、町債。1項、町債。460ページをお願いします。1目、土木債、収入済額7,960万円です。下水道事業債160万円と、資本費平準化債7,800万円です。同じく、土木債繰越明許、収入済額530万円です。下水道事業債です。

2項、災害復旧事業債、収入済額、ありませんでした。同じく、2目、災害復旧事業債繰越明許、収入済額540万円です。

歳入合計、収入済額5億2,141万7,755円です。

462ページをお願いします。歳出になります。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額3,528万4,075円です。主なものは、13節、委託料の下水道使用料徴収検針委託料が318万5,000円です。464ページをお願いします。27節の公課費。消費税納

付金が1,233万6,200円です。

2 項、浄水センター管理費。1 目、浄水センター管理費、支出済額6,124万2,641円です。主なものは、466ページをお願いします。13節、委託料の浄水センター維持管理業務委託2,795万6,000円です。それから浄水センター汚泥処理業務委託657万7,200円です。汚泥の処分費です。

2 款、施設整備費。1 項、公共下水道費。1 目、公共下水道建設費、支出済額963万4,722円です。主なものは、468ページをお願いします。13節、委託料の御船川右岸污水枝線北木倉地区管渠築造工事測量設計業務委託が324万円です。同じく、公共下水道建設費繰越明許、支出済額8,762万3,768円です。主なものは、15節の工事請負費で、御船町公共下水道施設（その4）下水道工事1,843万5,654円です。これは小坂地区の災害復旧工事です。同じく、御船町公共下水道施設（その5）下水道工事1,857万6,032円です。これは小坂のインター団地、フジワ住宅付近の災害復旧工事です。

3 款、公債費。470ページをお願いします。1 項、公債費。1 目、元金、支出済額2 億3,266万4,151円です。地方債の償還金元金です。2 目、利子、支出済額6,827万6,864円です。地方債償還金利子になります。

4 款、予備費。1 項、予備費。1 目、予備費、支出はありませんでした。

歳出合計、支出済額4 億9,472万6,221円です。472ページをお願いします。実質収支額は2,057万3,534円でした。

以上、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○5 番（福永 啓君） この決算全体なんですけど、まず、先日から言えば、歳入の繰入金、一般会計繰入金2 億1,100万円とあります。これは一般会計のときも御質問いたしました。これは全額町の一般会計から繰入れていると。ほかの会計にはないような多額の繰入金があります。しかもこれは今年だけではないですね。ずっとここ数年2 億4,000万円だったり2 億円だったり、安くても1 億9,000万円ぐらいの収入がですね。こういう2 億円前後のがずっと続いております。

最初に、なぜこのような多額の繰入金が発生しているのかの理由をお願いいたします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この2 億5,000万円程度の繰入金になりますが、大部分が事業債の償還金、これが大体

2億4,000～5,000万円、利子と合わせて2億5,000万円程度になります。この事業債の償還金というのは、施設を造って、供用開始から24～25年になります。ちょうど浄水センターの整備に何十億円とかかっている。その償還が今ピークを迎えていることで、ここ平成33年ぐらいまでが企業債の償還が2億5,000万円ぐらいあります。ここから徐々に減っていくということになりますが、ただ、これは浄水センターの建築費になりますが、今後これは25年を過ぎますと更新も出てきます。またこれは一度に更新するとかかなりの多額の費用がかかりますので、長寿命期間による計画的な更新をしていかなければなりません、まだ今後、減っていくというのは見えにくいということになります。

○5番（福永 啓君） 下水道会計ですね、歳入合計を、繰入金のあれで、40%弱ぐらいですか、歳入合計の。これはやはり、この状態というのは大変不健全な状態であると。これは今だけに限らないんですね、ずっとこうなんですけど。

では、今度は歳出の割合です。歳出における公債費、これはさっき全部で3億円ありますので、公債費にあたる程度のお金がですね。これは50%を超えているんですよ、返しているお金が。この会計は、今回だけでも、この一般会計自体がやはりいろんな点で不健全であるというのがわかると思います。例えば、まず歳入・歳出なんですが、さっきちょっとおっしゃいましたよね、浄水センターの管理費、これは全部で6,000万円ぐらいですね。そして総務費が大体9,600万円ぐらいです。たすと1億5,000万円ぐらいになるんですが、実は、この下水道の料金収入というのが1億2,600万円と、もうそれだけで、下水道の料金の収入を超えているんです。だからこれは、事業としてなり立っていないと言わざるを得ないと。どうにか改善していかないと。そして改善すれば2億円ですよ。半分改善すれば1億円丸々御船町が自由に使われることなるとですよ。これは御船町の改善率はすごいです。

そのあたりを、今後どうやっていこうと思っていらっしゃるのか。何か、これはしなければいけないことだと思いますが、どうやっていこうと思っていらっしゃるのか、それをお聞きいたします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

ここのところの経営戦略的なところになりますけど、これは収入、使用料が主になりますけど、早い話が料金を上げるかどうかに係ってきます。しかし、今のところは料金を上げるというのは、これは下水道というのは水道料金とセットになっておりまして、水道

で水を入れて下水に流すと。今の使用料というのは水道と下水道のバランスというのと同じぐらいの金額になっています。これを下水道だけ突出して上げるとか、下水道を倍に上げるということではなく、バランスが悪いと思います。

しかし今の状態では、この収入というか賄えないというのが現状ではありますので、今の会計というのは公会計にはまだなっておりません。非適用になっておりますので、今後これは公会計に移行というのは、もう国からの要望も来ておりますので、公会計になったときに、固定資産台帳に減価償却という目に見えない金額が処理されて、そしてそれがどうなっていくかを検証しなければなりませんけど。そういう公会計に移行するというのも一つの手ではないかと思います。

○5番（福永 啓君） 公会計に移行すれば、これは一つ一つは今まで固定資産等、それでは交付税の算定根拠には上がっていると。交付税は上がってくるんじゃないかと。そういうところもあります。そういうところで、まあ国から少しでも多くの交付金を得ようと。それが1点です。

さっきちょっと料金を上げると言われましたが、これが一番安易策だと思うんです。その前にやらなければいけない。情動的に言うとも余っているんです。稼働率は低いんです。ですから、今の計画どおりやるということにこだわると、それだけを見ているんです。こだわりすぎているんじゃないかと思うんです。計画どおりやる必要はない。計画の中で、効率のいいところはきちっと下水道に入れていく。効率の悪いところは下水道から外して、下水道を外しても、きちんとそれに対して補助していったりとか、ほかのものもありますから、そうやっていくしか、その方法はないと思うんです。

少なくとも、よろしいですか。まずたびたび問題になっている国民健康保険、これは32～33億円です。それで、一般会計から繰り入れているのは7,000万円です。前には1億円来ったですよ。たかだかパーセンテージは2%ぐらいですよ。それでもやはり特別会計だったらきちっと独立を保たないといかんから、これは少しずつ減らしていきましょうという議論をしていたんでしょう。それはやはり下水道だけ置いておくわけにはいかないです。当たり前の話だと思うんです。

計画にこだわりすぎないで、きちっと計画を履行することが目的ではないです。さっき言ったみたいに、御船町は低いですから、75%ぐらいしかないんです、汚水処理率が。それを上げることが目的ですから、きちっとそういう効率のいい方法で進めていっていた

だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 今浄水センターの稼働率ということを言われましたけれども、確かに今の稼働率というのは4,900・・・です。それに対して、今の稼働している数量というのか、3,000程度です。まだ余裕というのがあります。ただ、今後町中でいろいろそういうのとか、それと大型の商業施設も入れてまいりますので、この大型の商業施設の使用料というのが、かなりの量になってきますので、それが加入されたときに、余裕はまだあると思います。ただ、この余裕分を有効に使うというのは、今後検討させていただきたいと思っています。

○5番（福永 啓君） もちろん余裕等の有効検討だけではなくて、今ずっと7人乗りの車を買って、ずっと2人乗りか3人乗りしか使いよらなんだったわけですよ。だったら最初から軽自動車を買いなさいという話だったんだけど。幸いに、あそこに大型商業施設ができるということがあります。ただ、それは後から出てきたことなんだけれども、今ある計画自体をきちっと見直して、それに沿ってやっていくことだけが目標ではないんです。それに沿ってやったらずっとこの状態が続くと思いますよ。ですから、計画を履行することが目的ではない。そのことを肝に銘じていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今計画がどうだとか言われたんですが、私は、その計画を聞きたいと思います。469ページです。北木倉の設計が終わっておりますけれども、このような北木倉の中のどれだけ終わったのか。残っている部分があると思うんですが、そこをどう考えているか、要はいつ頃になって、計画が、それをお知らせください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

北木倉地区の測量設計につきましては、現在終わっているところは、事業計画、認可が取れているところになります。区域でいきますと、入っていない区域というのが国道445号線沿いというのか、右になりますけど、御船から高木のほうに行きます国道の右左、西側と東側、その沿線沿いと、新しい住宅地、そのあたりがまだ認可区域に入っておりません。

この認可区域に入っていないということは、事業計画、全体計画から作り直さなければいけませんので、また具体的にその事業計画を入れるというのは、まだ決まっておりますが、3分の2程度は事業計画で測量設計も終わっているという状態になりますので、

それは今後、工事もまだ未定でありますので、区域を入れるタイミングというのはまだ検討していきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 北木倉の約3分の2がまだ平成29年度・・・あと、浄光寺・小路も、これはもう既に設計は終わって、これから工事を待つだけになっているんですが、今後、復興関係なかなかこっちの下水道工事は入れないということを聞いておりますけど、今のところで予定はどうなっていますか。あと、住民説明とかそういうところもあるかと思うんですけど、わかる範囲で教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

住民説明につきましては、平成27年1月に、第1回の事業説明を地元でしたと、計画にありました。そのときは下水道の事業の内容、それと受益者負担金等の説明をしていたところですが、今後事業の具体的な工事の、いつからするとか、そういうのはまだ決まっておりませんので、具体的にこれからいつするというのは、皆さんにお知らせする内容がありませんので、具体的にいつやるというのは、まだ未定の状態であります。

○6番（田上 忍君） はい、課長の答弁はわかりました。

では、町長に聞きますけど、こうやって下水道の設計が終わっていっていると。もう住民の方はいつ工事に入るのかと、待っていたと思うんですね。長くなると、「ああ、本当に造られるのかどうなのか」と、だんだん住民が不安になってくる。まだ最終的な決定ではなくて、まず経過説明をどこかでやるべきではないかなと。そして、町長の考えとしては、この熊本地震の復興も考えながらやっていっておられると思うんですけど、どういう計画というか、頭に図面を描いておられるのか、いつ頃やっていくとか、その辺をお願いします。

○町長（藤木正幸君） 住民への説明に関しましたら、わかり次第にまたお知らせしていかなければいけないと。それでなくても、今の浄光寺関係は11年遅れているわけであります。11年前の事業が今やっと設計という段階でありますので、本当に住民の方々には不安だろうという思いはありますので、説明をやっていきたいと思えます。

しかしながら、この工事にいつ入るかと、やはりまだ災害復旧状態にあります。復興までまだ辿り着いていません。地域の方々には大変申し訳ないんですけども、そのところは見極めてまた行っていきたいと思えます。いつから始めますということは、この場では言えないということです。

○6番（田上 忍君） ではもう1つ、今の下水道の認可区域に、ほかにも指定されているところがあります。これに指定されていると合併浄化槽を付けるときに補助金が出ないと。だからそこを、では次にいつ工事に入るのかわからないんだったら、いったんこの認可区域に入っているところを外すべきじゃないんですか。それか、認可区域に入っているけど補助金を出すという、そういう決断をすべきじゃないかと思います。その点、町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今計画的には進めております。ということで、今、気持ちはわかるんですけども、認可区域から外してしまったら、今度はいつできるかというところがかかってきません。また、違う方向で住民の不安を仰ぐという形になります。説明をして、そういういったところはまいりたいと思います。

○6番（田上 忍君） はずせない理由はわかりました。だから、さっきの制度に、ではみんなが入っているけど合併浄化槽を付ける方には補助金を出すということはできないんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） これは、出すということではできません。

○6番（田上 忍君） では、今復興で家が全壊になったり、家がなくなって、そして家を建てておられます、かつての家に。そして認可区域に入っている。でも、合併浄化槽を付けても補助金が出ないと。何か飼育殺しというか、言葉は悪いかもしれないのだけれど、何とかしてあげなければいけないと思うんだけど。ではほかの何か代替的なものって、そういうのはないんですか。補助金を出してあげられるようなものは。

○環境保全課長（緒方良成君） 下水道区域内で、合併浄化槽に、代替的に補助は今のところはありません。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、「平成29年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定をしました。

お諮りします。ここで3時まで休憩にしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時48分 休 憩

午後3時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第7、認定第7号、「平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。482、483ページをお開きください。歳入、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、加入者負担金、収入済額831万40円、2目、撤去工事負担金25万7,100円、3目、移設負担金8万7,410円になります。

続きまして2款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、収入済額5,604万4,926円、通信施設貸付収入になります。2目、利子及び配当金、収入済額137円、3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金206万9,009円、前年度繰越金となります。4款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、収入済額170万7,057円、5款、繰入金、1項、繰入金、1目、情報通信基盤運営基金繰入金、収入済額が1,818万7,000円。

2項、1目、一般会計繰入金1,866万6,000円です。

収入合計が1億532万8,679円となりました。

続きまして、486ページからになります。歳出について説明いたします。1款、総務費。1項、1目、一般管理費、支出済額が1億33万8,647円です。主な支出の内容につきましては、まず13節の委託料、施設保守関係の委託料、それから熊本地震に伴う保守の委託、

それから工事設計の委託等を含めまして、全部で4,757万7,007円です。14節の使用料及び賃借料、これは九電柱及びN T T柱の使用料になります。841万317円です。15節、工事請負費4,368万4,021円です。これは、光ネットワーク引込工事請負関係の工事請負費になります。熊本地震に伴う工事請負費分に含んでおります。

次に488ページです。2款、予備費。1項、1目、予備費です。これにつきましては、一般管理費の中で、13万3,000円の充用を行っております。

支出合計は1億33万8,647円となりました。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今回、歳出で一般会計から1,800万円、1,900万円ほどの繰入金が発生している。及び、基金から1,800万円ほどの繰入金が発生し、基金の残高がゼロになりました。一方、加入者につきましては、後ろのほうの成果説明書、これに書いてあります。成果説明書の112ページの利用者数、平成23年度からずっと増えていってございまして、最初は増えてないんですが、特に平成27、今年度決算は29年度が増えていますね、1,911件と。そういうふうが増えております。数的には増えてきております。しかし会計の内容については悪いと。もちろん地震の影響もありますが、これって、そもそもやはり当事業自体が存続が大変難しいのではないかと思います。得ないんです。

まず、この事業につきまして。

あと1点、平成30年度の現在の加入数は何件になりましたか。今現在です。

○総務課長（吉本敏治君） 平成30年度9月の数字で申し上げますと、1,973件となっております。

○5番（福永 啓君） また増えておりますね。これは永久に増え続けるものではなくて、やはり統計ですとか、その他研究資料を見ても、このような光ファイバーみたいなものは、大体3段が上限であるというのが定説のようであります。そうしますと、御船というのは2,100世帯というのが上限ですね。相当加入上限に近づいているかなと思うんです。しかしやはり、例えこれが2,000世帯になったとしても、このように町の中の状態が悪いと。そして、これが7年目ですか。10年か、もう8年目に一応機器の更新時期ですよ。10年ぐらいいはもつんじゃないかと言われているんですが、そうすると1億円以上更新費用はかかる可能性がある。それについて、全体的にはどのような将来計画を持っていらいしますか。

○総務課長（吉本敏治君） 議会の中でも何度か申し上げた経緯がありますけれども、町長も含めまして、町の方針としましては、供用開始から10年間、これは補助金適化法等の規制等もありますので、10年間使用していくと、町が公設のような形で運営をしていくという、基本的な方向で今進めているところでありまして、既に総務省総合通信局では協議にも入っております。今の段階で財産を処分したらどうなるのかという話から始まりまして、先ほどのような話になれば、補助金の返還が出てくると。ですから、町としても、補助金の返還は避けたいなと思っておりますので、10年という期間を見据えて、それまでに準備できることとして何があるのか。あるいは10年を過ぎなければできないものとして、何があるのか。そういったものの今確認をしております。まだ総合通信局でも明快な回答を得られていない部分もあります。恐らく本省へお尋ねにならないとわからないという部分もあるかと思しますので、そこら辺の協議は進めていく予定です。

10年といいますと、平成32年度末、33年の3月までということになりますので、そこまでにできる準備を進めていくならばと考えております。

○5番（福永 啓君） この情報通信特会の将来像というのは、基本的に3つしかない。1つはこのままずっと、10年後過ぎた後もこうやって続けていくか。そうしたら、ずっと町はそういう負債を抱えたまま、10年後の更新、20年後には光ファイバーの更新、これも町の金でやっていかなければいけない。これが1つです。あと1つが、民間に譲渡または買い取りです。これは未定ですよ。あと1点、やめた。もうお金が上がっていけば、この事業はやめたといってやめてしまうと。基本的にこの3つしかないんです。町としては、この主に3つの選択肢の中から、どの選択肢を選ぼうとしていらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君） やめるというのは極めて短絡的な考え方なのかと思いますけれども、まずそれはできないであろうと。インターネットをはじめ、ひかり電話を利用している方もいらっしゃいますので、これをやめるということとはできないだろうと思っています。ということは、町がこのまま存続していくか、あるいは民間への譲渡と。町としては今民間への譲渡を基本に進めているということでもあります。

○5番（福永 啓君） 民間への譲渡を基本に進めているというのは、再三伺いをしていたところでもあります。やはり議会でもたくさん、今交渉状況は、工事はちゃんとしとつとか、どうなつとつとかという、今まで意見が出たところでもあります。今民間への譲渡の話でしたら、話せない部分も多々あるかなと思いますが、今現在、その状況については、皆さ

んに話せる範囲で御説明いただけますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 話せる範囲でということなんですけれども、まず、譲渡する財産の範囲、あるいはその内容を把握をしなければなりません。そして、譲渡内容についての具体的な仕様書等を作成する必要が出てまいります。そしてそれをもとに、公募案を作成することになります。そして、財産の種類についても、議会の議決が必要になろうかと思っております。それから、議会の議決により、譲渡先を限定します。決定したもとに、その議会の議決後に契約を締結すると。それから、場合によっては、今主たるサーバーを町の電算室に置いております。当然それも譲渡しなければなりませんので、受け入れ先、受け入れてくれる業者があったらば、そのサーバーを民間が設置した局舎に移転しなければなりませんので、その局舎の建設移動が必要になってくるわけです。ですから、そういったものをもとに具体的なスケジュールを見ながら煮詰めていく必要があるということで考えているところです。

○5番（福永 啓君） 今現在もそうやって一つ一つ譲渡に向けた準備交涉及び事務事業をやっているという事だと思えます。さっき3つ案をあげました。今回は譲渡が大体やっていくべきと。譲渡にも実は2つあるんです。無償もしくはある程度有償になるかもしれませんが、で譲渡するということ。そして譲渡した後の話なんです、バスと一緒にバスは、当初は御船町がやったことです。これは公共事業です。皆さんに非常に公共的にためになる仕事をしたわけです。バスの場合は、だからずっと損失補填をしているんです。今回譲渡をしました。しかし、譲渡をした後に、ではこれは経営状態が悪いから、町でずっと損失補填をしてくださいと。そういうこともかかってくる可能性があって、やはりそういうことは避けなければならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。そのあたりのもくろみ等を、譲渡に、さらに損失補填等、そのあたりは考えていらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君） そういった部分については、当然仕様書の中に一定の条件を付ける付けないという話になってくると思えます。損失補填、町から譲ることによって、譲り受けた業者が損失を受けたということであれば、恐らく最初から受けはしないと思えます。ですから、そういったことはまず町としては、初期段階では考えられないと思っております。

○5番（福永 啓君） これについてはまた詳しく、一般質問とか等でまた伺ってみたいと

思うんですが。それにこの関係について、あと２～３年はこのまま続くはずです。少しでも加入者を伸ばしながら、業者の方々に少しでも高く買い取っていただけるような運営をこれからやっていただきたいと思います。

○６番（田上 忍君） 今、福永議員からありましたように、加入者が261件ですか、増えているということで、これは何か、対策をやられたんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 毎年キャンペーン期間を設定しまして、申込者を募っておりますけれども、昨年はＱＴネットに、これは町と協議をしまして、戸別訪問についての許可をこちらから引き出しました。ＱＴネットが戸別訪問によって加入者を募るということについて協議がありましたので、町としてそれに対して認めたということで、ＱＴネットで戸別訪問はしていただいて、１つはそれが加入者増につながったと思っております。

○６番（田上 忍君） 今までは町独自でも、パソコン教室とかタブレット教室とかやられていますけど、これは今回はやってなかったんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 御存じのように、熊本地震の影響で、今カルチャーセンターにも多数の職員が、社会教育施設があるんですけども、町の公用施設として使わせていただいているような状況で、会議室等もままならないような状況です。コンピュータ室も随分使っております。その関係もあって、そういった一般の住民の研修等については、ここ２年は行っておりません。

○６番（田上 忍君） では、今後についてはどうですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、まず担当者とも協議をしたいと思っております。この休止をしているという状況もありますので、具体的な住民からの要望等について、あれば、やはり考える必要はあるだろうと。譲渡を前提とはして、受ける側も加入者が増えていたほうが、譲渡は受けやすいだろうということはあると思いますので、それまではやはり加入者を増やしていたほうが譲渡もスムーズにいくのではないかなと思っております。

○６番（田上 忍君） 今譲渡という言葉が出ていますが、ですが、町長も同じ考えということでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 同じ考えで進んでおります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、「平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第8号 平成29年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第8、認定第8号、「平成29年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、御船町水道事業決算について説明いたします。決算書の11ページをお願いします。まず、収益、費用につきまして御説明いたします。明細書の金額の欄につきましては、消費税抜きの額を表示しております。備考の欄につきましては、一番右側の欄に消費税込みの金額を表示しております。また、項目ごとに2段書きで消費税込みと消費税抜きの額を併せて表示しております。

まず、収益表の収入からです。1款、水道事業収益。1項、営業収益。1目、給水収益、金額は2億6,104万2,356円です。これは各区域の水道料金になります。2目、その他の営業収益908万4,320円です。主なものは、水道の加入金、12ページをお願いいたします。それから開栓手数料、検査手数料等になります。

2項、営業外収益。2目、取引利息及び配当金13万4,224円です。利息になります。4目、長期前受金戻入3,538万7,356円です。6目、雑収益467万8,894円です。主なものは、下水道事務処理補助金の294万9,074円です。

収益的収入の合計は3億1,032万7,150円です。

14ページをお願いいたします。支出です。1款、水道事業費用。1項、営業費用。1目、原水及び浄水費2,950万6,764円です。主なものは、5節の委託料で、水質検査委託料

が232万4,000円です。これは、年に上水を12回、原水を4回検査しております。16ページをお願いします。8節の動力費です。これは、各区域のポンプの電気代等が支出になっております。

2目、配水及び給水費3,039万6,597円です。主なものは、4節の修繕費で、旧上水道区域が1,578万8,800円です。それから、旧上野・七滝簡易水道区域が707万5,929円です。漏水等老朽化による管の修繕を行っております。8節の路面復旧費343万9,500円です。これも、修繕を終わった後の舗装の復旧を行っております。

18ページをお願いいたします。3目、総係費4,533万4,143円です。主なものは、13節、通信運搬費の施設専用回線電話料です。テレメーターの関係の電話料金になります。445万9,765円です。20ページをお願いいたします。13節、委託料の量水器の検針委託料が549万3,866円です。20節の保険料で、水道機械設備損害保険が130万6,550円です。

4目、減価償却費1億6,734万4,239円です。

5目、資産減耗費723万円です。

22ページをお願いいたします。2項、営業外費用。1目、支払利息及び企業債取扱諸費3,400万1,862円です。企業債償還金利子になります。

3目、雑支出162万428円です。

3項、特別損失。2目、過年度損益収益損3万2,400円です。

収益的支出合計3億1,516万6,433円です。

続きまして、資本費の説明をいたします。まず収入です。1款、資本的収入。1項、国庫支出金。1目、国庫補助金、収入はありませんでした。

2項、補助金。1目、補助金167万1,948円です。これは九州横断自動車道の整備に伴う、送水管移設補償金が、ここに書いてありますのは2つの金額になりますが、117万7,308円と、秋只橋の補償費が49万4,640円になります。

資本的収入合計167万1,948円です。

24ページをお願いいたします。支出です。1款、資本的支出。1項、建設改良費。1目、送配水工事費7,228万8,716円です。主なものは、2節の工事請負費、県道田代御船線改良工事に伴う水道管移設が1,785万4,000円です。それから高木地区の配水管布設工事が4,779万8,508円です。

2目、建設及び装置等購入費1,009万7,129円です。主なものは、3節の構造物購入費、

これは地区配水設備購入費になります。

2 項、企業債償還金。26ページをお願いします。1 目、企業債償還金9,916万8,876円です。企業債償還金元金になります。

資本的支出合計 1 億8,155万4,721円になります。

以上、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○4 番（中城峯雄君） 一般会計からの繰入金が平成28年度までは約4,000万円近くありましたが、29年度はゼロです。理由は何ですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

平成28年度まではたしか4,000万円という全部の繰入金を出しておりましたが、29年度より上水道と簡易水道を統合しまして、上水道の経営で行っております。これに合わせて、地方公営企業法により独立採算性をということで、一般会計からの充当を行っていないということです。

○4 番（中城峯雄君） 水道事業は公営企業ですからね。独立採算ということで、そういう一般会計からの繰入金をすることは基本的にはできないということなんでしょうけれども、したがって、繰り入れがなかったのが、経常損失が500万円になっていますね。これから繰入金がないならば、ずっと今後の見通しはいかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは決算書の意見書にも出ておりますが、今の経営状況と、財政状況につきまして、流動比率でありますとか預金比率につきましては、基準よりも大幅に上回っているということで、財政的には大変良好という調査が出てきます。また、経営状態に関しまして、今年は500万円近くの赤字でしたが、消費等が今のところ随分あるということで、地震等の被害もありましたが、経営というのは安定しているということでございます。

○4 番（中城峯雄君） 確かに、未処分利益が 1 億8,600万円ありますから、これは多少赤字でもそれは補填、十分何年もできますけれども。ただ今ここで聞いているのは、赤字が積み重なるとだんだん経営状況が悪くなるのは、でもそこら辺は当然更新も必要だし、そうすれば減価償却も発生しますから。それらのことを見極めてやってください。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2 番（森田優二君） 去年給食センターの加入金のことで質問をしていましたが、それがど

ここに今回は入ってきておるのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

決算書の12ページになりますが、この一番上の50ミリ、給食センター50ミリの管理になりましたので、58万3,200円、これが給食センターの加入料になります。

○2番（森田優二君） これが大体平成29年度の方でしょう。私が言いたいのは、あれは28年度分だったと思います。そうした場合、何で未収金だてをしてなかったのかという話をしたと思うんですけども、そうした場合、これはここでなくて、未収金の収入とかそういった雑収入か何かで取り扱うものではないんですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この収入に関しましては、この明細になりますが、前年度、過年度分につきまして、収入の、要はすべてを丸めたような状態で、これは表示をしております。確かに、前年度とそれ以前のやつが非常に見にくいというのがあります。ただ、これが決算上、項目というのが1つしかありませんので、今度別表等を付けまして、過年度分と現年度分がわかるように表示をしたいと思っております。

○2番（森田優二君） ちょっと、今の答弁ではおかしいなと思います。まずは、この未収金はどこに出ているんですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

現年度の未収金になりますと、9ページになりますが、貸借対照表の2番の（2）これが未収金扱いになります。

○2番（森田優二君） はい。貸借対照表には未収金が出ていますけれども、こっちの管理等には全然出てないんです。だから今後は、この未収金も分けたら幾つかあると思います。利用料の未収金とか、さっき言った加入料の未収金とか、そういうのも会計年度が違いますので、3月31日で一応水道は切らなくてはなりませんので、3月に申し込みをして、最終的には工事は終わったけれども、4月に入金したというけれど、恐らく4月に未収金だてをせんと、その収金のあれが、お金をあれだけ、さっき言ったように、雑収入なんかで取り上げないといけないと思います。そういったところをもうちょっと整理をする必要があるかなと思います。

それと、未収金が発生するということは、不納欠損というのはいないんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

不納欠損につきましても、これはありました。1件、6,630円ありました。

○2番（森田優二君） 不納欠損も出ているということです、やはり不納欠損の場合は、簡単に落としましたではいけないと思います。そういったことも含めて、帳簿の整理というか、会計上の問題で、会計の中でそういう項目がないというならば、やはり別表を付けて議会にこれと一緒に提出するぐらいのことをせんと、不納欠損なんか全然皆さん知らないと思いますので、やはり欠損で落とすからには議会を通す必要があるのではないかと思います。今後、そういうところもちょっと書いて、議員の皆さんが見えるようにしてください。ぜひお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、「平成29年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第47号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第48号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） これについては、全員協議会でちょっと申し上げましたが、非常用電源で、古い新しい事業というのが入っていると思います。これも必要な事業だと思うんです。そもそも一番最初にこれを、プロポーザルでだったと思いますが、プロポーザルでしたときに、この非常用電源、これについての設備の強化等は、このトータルでは入ってなかったのですか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

この防災行政無線についての発注が去年の9月に議会の議決をいただいたところです。そのプロポーザルについての設備については、もう4月ぐらいから行っておりました。その中で、仕様書を定めていったわけなんですけれども、当初の中には当然入れておりませんでした。それで、ここの庁舎の非常用電源設備につきましては、いろいろと報告を受けておりました。去年、平成29年の4月には電気保安協会から、同じ時期に、QTネットからも停電をすれば、今の非常用電源では使えなくなりますと。要するに発電力が足りませんということ。

しかし一方で、防災行政無線は仕様書を固めていっているような状況だったのです。それで、去年の9月、こちらは議決をいただきました。それと同時期に、非常用電源設備の改修を内部で協議をいたしました。その際には、この庁舎を設計しました設計会社に見積もりをお願いしたんですけれども、その当時の見積もりで6,000万円ほどかかったわけなんです。それで、この庁舎の電源設備そのものを単体で替えるということになると、な

かなか有利な財源というのがありません。一般単独事業債という起債の対象ぐらいにしかありませんので、これは充当率が75%で、交付税算入がありません。そういった中で、この電源装置について何とかしたいという思いも当然あったわけなんですけれども、この後、この防災行政無線事業の中で、そもそも入れておくならば、防災行政無線のみを動かす単体の発電機能、これを入れておったんですけれども、しかしそれよりも、町政の機能、災害時の機能強化も当然今後図っていかなければならないということから、その部分が丸々今回追加ということで、提案を出していただいております。

今の状況では、全部照明もつきません、非常用のランプですとか非常用の照明、この程度しかつけることができません。そのあたりは大事なサーバーを置いております、電算室に、このあたりの冷暖房も入れることができません。それではいかんということで、QTネットからも早目の更新をお願いしますという要望もあっておりました。

それで、今回この事業の中で追加をさせていただきました。この事業で行われますと、緊急防災減災事業債という起債、充当率が100%で、交付税算入が90%あったと思います。それで今回この事業で行わせていただくなればということで、今回提案したものであります。

○5番（福永 啓君） この単体での、非常用電源だけで、単体での電源の非常用電源は入っていないわけですね、それは最初から、単体でののはですね。しかし別でやるべきだった非常用電源です、全体の非常用電源。それを今度こちらの有利な事業のほうに切り替えたということですね。わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 1番に、戸別受信機数を、実情に合わせて変更しましたとなっておりますけれども、当初各地区の要望は聞いていなかったのですか。

○総務課長（吉本敏治君） この戸別受信機の必要戸数につきましては、サイレンが補局になりますけれども、サイレンがどの位置に付くかによって、どこまで聞こえるのか聞こえないのか、これは非常にわかりづらいものとなります。ですから、当初から戸別受信機の要望ということはなかなかちょっと無理がありまして、サイレンの配置をある程度決めてから、そして戸別受信機の数を決っていくということで、当初は災害時要援護者として登録をされている方、その当時で2,800ぐらいだったと思うんですけれども、それに基づく数字として、若干余裕を持たせまして3,000ということで、当時の仕様書では提示をしてい

たところですよ。

それから、サイレン等の配置、それからお配りすべき戸別受信機の数、これを改めて絞り込みまして、当初の3,000から1,300に落としております。そのような状況です。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。減額・増額とありまして、結果的に、1割以上の増額となっておりますけれども、これは何か適正な、あまりにも増額となっておりますけれども、そこら辺の検証は何かされたのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） この1割の増減、確かにもともとの金額が7億8,000万円ぐらいありますので、相当高く感じるということはもちろんであります。100万円のを1割の10万円とかは大分印象的にも違いがあると思います。

すみません、議案書の説明資料で少し説明をさせていただきたいと思います。説明資料の9ページを開けて御覧いただきたいと思います。その中で、9ページの右側の表を御覧いただきたいと思います。上に表で月日とあります。そして下にもう1つエクセル表の大きいのが付いていると思いますけれども、この上の機器は全部下のほうに含まれています。一番上の、機器単体で、当初の設定は3億9,018万円程度、変更すべき傾向が418万円程度。その差額は1,000万円以上となります。

そして、一番下に工事価格というのがあります。下から5～6行目になると思いますけれども、工事価格というのがあります。その中で、当初設計が7億1,400万円、これは税抜きです。変更設定が7億3,900万円で、このそもそもの当初からの変更金額は2,500万円程度であります。しかし、その下に移動系無線と発電設備、これが合わせて4,800万円ほど、全くこの左下の表には出てまいりません。ですから、その分が先ほど申しましたような意味で追加をさせていただいたということになります。

ですから、この発電設備等を除くと、それほど大きな変更等にはならないということ、を、ちょっと理解はいただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 財産の取得について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第49号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） 公営住宅の買い取りに直接ではないんですけども、この前、上野ですか、あそこで火災がありました。そういう中で、災害公営住宅というのは何箇所かにできますよね。今すぐにではなくても、ここ1～2年の間に。その土地に各災害住宅のところに消火栓並びに防火水槽は造るんですか。その消火栓が、災害公営住宅のそばにあるから、そこは要らないとか、そういうことであればわかりますけれども、造るか造らないかをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） すべての災害公営住宅を建築するために、建築確認申請というのが必ず伴います。その中で、この消火栓が既設にあるところから、半径140メートル以内に消火栓があれば設ける必要がないということです。今回上げていますところについても、一応消火栓は設けておりません。消火施設は設けてないと。

○11番（沖 徹信君） ここのはそうかもしれません。しかし、古閑迫とか高木、陣ですか、あそこら辺に何箇所か造るでしょう。そういうところを含めて、災害公営住宅には全然消火栓並びに防火水槽は考えてないわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 今説明しましたように、建築確認申請で消火栓が半径140メートル以内に入っていれば設けないという考えで、今のところは進めております。

○11番（沖 徹信君） でしたら、古閑迫は半径140メートル以内にあるわけですか。建設許可がもう下りたとでしょう。

○建設課長（野口壮一君） 古閑迫地区については、今のところ消火設備というのは設けておりません。ちょっと確認をしますが、既設の消火栓の140メートル以内に入っているということで、設けていないということでもあります。

○11番（沖 徹信君） 聞くところによると、古閑迫は地域に消火栓を付けてくださいという要望が上がったのではないんですか。そこは、災害公営住宅のところか何か知りませんが、上がったけれども、役場で消火栓はだめという判断だったという話もちよっと聞いたようなところもありますけれども。そこら辺は、もうあると理解していいんですね。

○総務課長（吉本敏治君） 最近要望があったということなののでしょうか。私はそこは詳しくはまだ聞いておりません。

○議長（田端幸治君） 消火栓があるということによかったですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 何点かお聞きします。

まず、こちらのURの20戸です、これにつきまして、全部がまず同じ間取りになっております。これで、結局今回被災者の方の中にも独居世帯、ふたり世帯、おおむね年寄りの方のふたり世帯等がございます。最初に、なぜ全く同じのをここで20戸造るのかと、それからお聞きします。

○建設課長（野口壮一君） 災害公営住宅を造るときに、今議員が御指摘のように、お部屋の広さというのがどうやって決めていくかというのがありますが、ひとり暮らしで仮申込みを利用されている人。それから家族で申し込みをされている。そういう仮の、最初の申し込みあたりを重視もしております。その辺で1DKが必要な戸数、それから2LDKが必要な戸数あたりを、全体でやはり災害公営住宅の建設全体を見通したところで、2LDKを全部同じ様式にしているということです。

○5番（福永 啓君） 一丁目の二期工事がありますよね。そちらでは1DKとか1LDKとか、狭いところも検討していらっしゃるということでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 一丁目の二期についても、今のところ2LDKの部屋を多く取るということで計画をしております。今事業者の募集の期間に入っておりますので、最終的にはそこで決まってしまうという形であります。基本的には、先ほど言いましたように、仮申し込みの世帯の状況によって、部屋の形態も計画をしていくということです。

○5番（福永 啓君） 一丁目を希望していらっしゃる方にもひとり暮らしの世帯も何件かいらっしゃった、2人の世帯も何人かいらっしゃったと思います。ですので、そうしましたら、ここは大体どのあたりが、この2LDKというのはどのあたりの世帯を、どのあたり

までの人数の家族で考えていらっしゃったのですか。ここに入るのに、大体2LDKにフィットするのは3人なのか4人なのか、2人なのか。そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○建設課長（野口壮一君） これは、家族の構成あたりを考えて、2LDKでまあ3人から4人の世帯数、人数のところを計画をしているというところですよ。

○5番（福永 啓君） では一丁目には1人及び2人の方を、今話してわからないんですが、第二期工事でも、2LDKを中心に考えているということになると、一丁目にはもう1人とか2人とかは入れないということになるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 実際に、本申し込みが来週の25日から始まります。そこを申し込んでもらわないと、実際一丁目にどのくらいのニーズがあるのかというのを把握しないと、今のところは何とも言えないというところですよ。

○5番（福永 啓君） この20戸に対しましては、これくらいは必要だと思いますので問題ないと思うんですが、こういったときには、それは本人からちょっと見えにくい気がするし、でないと思うんですけど。おっしゃったようにニーズなんですね。どこにその人たちが、人数に合わせてどこかに入れればよかたいではなくて、やはりできるだけニーズに沿ったような建築をする必要があるということだと思います。

ちなみにですが、私は2人だけど、ここはひとり世帯、ふたり世帯は申し込みもできないということなのではないでしょうか。独居世帯でもここに申し込むことはできるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 申し込みができないということではありません。いわゆる22日からの申し込みを受け付けてみないとわからないという状態ですよ。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

あと、ここの価格等についてなんですが、前から、本当にこの価格、坪単価100万円を超してしまったという。そして今回、前回は初めてだったんですが、今までに一応2割ぐらいの値上げを見通して、最初に計画していこうという方法なんです。そしてやはり議員の皆様方から何回かやはり不安が出ていました。「最初から2割分をとっておくなら、業者のよかごとたい」と。「どんどん上げらすばかりたい」という、ちょっとはそういう意見もあったんです。実際そういうことは、それはできるとは思われないんですか。

例えば、これはほとんど国の負担ですよ、建てるやつは。そうしますと、会計検査院の会計監査が入ります。それはどこに入るのですか。町に入るのですか、それともUR

に入るのですか。

○建設課長（野口壮一君） 会計検査自体は町に最初に入ってくると思います。ここで会計検査の対応として、URにも御協力いただいていくという形になるかと思います。

○5番（福永 啓君） これを造る金額が適当かどうかというのは、町に入るんですか。この金額についてです。URだけに直接は入らない、町に入るということによろしいんですね。そうしますと、これに対して、これは国のお金がほとんどですから、そういう国の基金にあってないような不必要な、その2割があるから、では値上げをしようと、そういうこと自体は制度上できるんですかね。

○建設課長（野口壮一君） すみません、答えがずれていたら申し訳ないですけど。この前URからのこの20%の枠ということで説明がありました。やはり一番今の公共工事でも一緒なんです、遠隔地からの労働者確保とか、その辺でこういう部分が出てくるのではないかなというのは思っております。

○5番（福永 啓君） それではやはり最終的には、必要、どうしてもなく必要なことにだけのみが許可されるような制度になっているのではないかと。もし仮に、それよりももっと安易に、例えば2割まであるけん、じゃあここまであったけんよかたいと言ってやっていくのは、それは会計検査院によってきちっと、逆に追徴されるとか、そういうことが起こっていくのではないかという制度になっているのではないかと思うんです。そういう理解でもよろしいんですかね。

○建設課長（野口壮一君） そのような会計検査の対応も含めたところで、URにもお頼みしていくという経緯もありますので、そこはもう、しっかりとURで管理をしていただくように、協力をお願いしていきます。

○5番（福永 啓君） やはり2割が上乘せされていると、相当な感じでは違います。しかし、これは住宅ですから、私たちもあたっちゃうんですよ。これは大体幾らぐらいと。ところが、だけど震災によって、ほかの工事にしてもやはり同じように相当数のそういう係数が1.1だったのが1.4になったりしている事実がございますので、この値段に関しましても、何か仕方がないのかなと。特に、これが高いことはないのではないかなと思わざるを得ないかなと。

とにかく、一番は早く建てて、できるだけ早く建ててください。それができるだけ早く、町民の方に提供できるようにしていただきたいと思います。それは強くお願いいたし

ておきます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今20%上昇率を加味したなどございましたけれども、もう一度この議会の中でも、この20%を上乗せしている理由を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 物価上昇20%の内訳として、この20%の内訳は物価上昇分が5%、それから遠隔地等からの労働者の確保分が10%、それから予備分として5%、合計20%になっています。

まず最初に言いました物価上昇分ということについては材料費、それから等が上昇した場合の追加費用、入札直前までの物価動向等を確認し、予定価格を設定したと。工事開始後、官報により物価上昇を確認できた場合に、新たな単価により再積算し、見合わせにより契約を変更した場合とかに、この物価上昇分5%が充てられるということになります。

2番目の労働者確保分です。人手不足により遠隔地からの労働者を確保する場合の追加費用、宿泊費、送迎費、それから募集等に係る費用ということになります。この労働者確保については、国の実績を出してもらわなければならないのですが、領収書により整合性、妥当性を確認し、見積もり合わせにより契約を変更をしていくというものになります。

最後の予備費です。工事開始後に設計内容等が見直された場合の追加費用として、予備費を持っておくというものです。

以上、20%の内訳として、以上のようになっております。

○6番（田上 忍君） いえ、私は内訳を教えてくださいとは言っていない。この20%を上乗せして、今回議会で提出した理由を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） これは、前回の議会の全員協議会で説明をさせていただきました。最初にURとの契約でいった場合に、どういう、この20%等の余裕を持ったものにいかなければ、変更があるたびに議会を開いていただいて、上昇価格の変更の議案を議決していただくものが出てきますので、議員からもありましたように、早く造り上げるためには、この20%の余裕を持った建設を進めていくものであります。

○6番（田上 忍君） はい、それをまず聞きたかったのです。もし、これを加味しないでやった場合には、どれぐらい工期が違ってくると見込んでいますか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども言いましたように、途中で管工物あたりの単価がどのくらい上がるかという頻度によって左右されると思います。今の時点でどのくらいぐ

らい伸びるかというのは、今では答えられないということです。

○6番（田上 忍君） では、前回の議会、その前にも1回ありました。そこで変更契約が出ておりました。例えば陣の変更契約については、工事が終わってから変更契約が出ました。そして、前回言った中原団地のがけ地のところの契約については、その中にあった、例えば解体については解体は5月に終わっているでしょう。それが先月、8月議会で。言っていることが違いますか。

まず進捗を優先するために工事は進めていきながら、後追いで変更契約を出している。工事であれば問題ないんじゃないんですか、違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員が言われているように、あのときもかなり議会からも指摘された部分があります。今後、今回も出てきますけど、町長の専決事項等は議案として出てきます。その範囲で、今度この前のような、工事が終わった段階での議案の提出というのは、私たちが申し出しておりますので、その辺はちゃんと進めていこうと思っております。

○6番（田上 忍君） 終わってからの変更契約、それはやらないということだったですね。でも、やはり大分遅れてから変更契約を出してきているじゃないですか。積算が遅れたから、積算や人がいなかったからできなかったからと、そういうことに今はなっているでしょう。その辺はどうなのですか。

○建設課長（野口壮一君） 変更契約、昨年8月議会で認めていただいた議案の分だと思います。実情をお話をさせていただいて、議決もいただいたわけなんですけど、指摘のように、遅れている分を出している分もあったかと思いますが、今のところ、変更で400万円を超える分については早目早目に議決をいただいていくということで、進めていこうということになります。

○6番（田上 忍君） 多分これは、いつまで経っても結論は出ないと思います。

これについては、上昇率を加味した契約というのは、前回初めてあったんです。これが2回目ということで、これからはこういうふうには進めていって、できれば今後の契約も、こうやって物価上昇率等を加味した契約が今後も出てくると考えられます。やはりそれは本当にいいのかなと私は思います。

今回2本目ですけど、今後こういうのは全部するのか、その辺はやっぱり判断はつかないですね。町長どうですか、今後、こういう物価上昇率を加味した議案が出てくると

いうか、出すというか、その辺はどう考えますか。

○町長（藤木正幸君） 私たち執行部は被災者がいち早く普通の生活に戻れるように一生懸命頑張っているところであります。今の質問の内容を聞いていますと、このことに、早くしろではなくて、遅くしろというふうにしか聞こえません。その辺はいかがでしょうか。

○6番（田上 忍君） 私は遅くしろと言っているわけではないです。ちゃんとした当たり前の金額で契約して、当たり前のことをやっていって、そして建てればいいと思います。

○町長（藤木正幸君） そういった思いであるならば、URが報告のときに、やはりここで苦労してから、被災者のために後から振返ってみたら、これがいけなかったと。20%最初からついていたら、もっともっと早く東北の方々、住む場所を確保できたと。その反省を含めて、向こうから提案があった次第であります。やはりURも少しでも早く町民に暮らしをちゃんとしてもらいたいということで提案した。それを私たちは受け取った。そのことで、ずっと今まで論議しました。そういうことであって、一番最初に基本的なものは、やはり町民の方に暮らしを早くしてもらうために今論議をしているわけでありますので、私はそのことをすれば、このことを進めていきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 町長の真意自体はわかりました。そういったことで早く造りたいということになってしまうんですね。

私はこうやって加味した金額でいくと、前回議決した古閑迫の住宅、坪単価146万円ということで聞いていました。ということは、146万円というのが一人歩きして、146万円で建てている。だったら今、これから建てる人のその坪単価というのも、町が建てるのが146万円だから、では今70万で100万円まではよかたいとか、そういうやはり物価がどんどんそうやって上がってくる可能性もあるんです。だから、何でもやはり低く、本当の金額というか、本来かかる金額でやはりそういうところは出すべきではないかなと私は思います。

○町長（藤木正幸君） 議会で丁寧は今説明しているわけです。やはり議会でも議員の方々もこういった説明があったということを知らしめて、住民の方に、どうぞ支援者の方々に知らしめていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

反対の討論から、どうぞ。

○6番（田上 忍君） 今回の20%上乗せした。それを上乗せした金額の議案が提出されています。私はやはり当たり前の金額で、そして当たり前の、手順を踏んで進めていくのが筋かなと思います。

そういうところから、今回の20%上乗せしたこの議案については、反対いたします。

○議長（田端幸治君） ほかに討論はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今回、値段が高いと、20%高いと。しかし最終的には、変更契約が出てくる契約になっています。140何万円、これは仮契約という部分に書いてあって、仮契約です。なぜこれをしなければならないのか。さっき町長がおっしゃったとおりですけども、やはり一日でも早く建てないといけないわけです。過去にこれで遅かったことがあったわけです。だから、こういう方法を仕方なくやっているんです。それは高いですよ、140何万円とかいったら。しかしそこはやはり地震だから仕方のない分しか上げてはいかんとあっていて、それは確保にならんわけです。そして最終的に140万円ではなくて、今のままだったら100万円でするかもしれんとですよ。それが一人歩きをしているという事実はないんです。そういうふうになくとも私は説明をしています。100万円です。もしかすると上がるかもしれませんか。それよりも、優先しなければならないのは、町民の方々の、被災者の方々の自立、一日も早く工事が集結しますよう、現在この方式でここまで来ているわけですから、先この方式以外かあるかもしれませんか。しかし、この方式でやっていかなければ、また遅くなってしまう。私は一日も早い被災者救済の立場から、賛成いたします。

○議長（田端幸治君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第12 議案第50号 町長の専決事項の指定について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第50号、「町長の専決事項の指定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、「町長の専決事項の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第13 議案第51号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第51号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） ちょっと確認だけ、これはここのみですか。単純に市町村民課税世帯所得額が7万7,000円未満の方のみの変更、しかもこれは今よりも2,600円安くなると。ほかのところは一切影響ない、この部分でよろしいですか。

○こども未来課長（田中智徳君） おっしゃるとおりです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第52号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第52号、「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 散 会